

第 3 章

平成24年度事業実績

平成24年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	小項目	事業名
I 生涯にわたる健康づくりの推進			
(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進			
	ア		健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進（健康増進課）
			① 健康増進事業
			② 県南の地域・職域連携推進事業
	イ		薬物乱用の防止（医療薬事チーム）
			① 薬物乱用防止事業
			② 指導取締事業
	ウ		こころの健康づくり（障がい者支援チーム）
			① ひきこもり・心の健康相談事業
			② ひきこもり家族教室
	エ		自殺対策（障がい者支援チーム）
			① 自殺対策関連事業
(2) 生活習慣病予防の推進			
	ア-1		たばこ対策の推進（健康増進課）
			① たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発
			② 喫煙防止教育支援
			③ 市町村におけるたばこ対策支援事業
	ア-2		歯科保健対策の推進（健康増進課）
			① 市町村歯科保健強化推進事業
			② ヘル歯ケア推進事業
			③ 地域歯科保健活動推進事業
			④ 歯科保健の普及啓発
	イ		保健医療福祉における研修の推進（総務企画課）
			① 地域保健福祉活動推進研修
(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進（健康増進課）			
			① 食環境整備事業
			② 食育推進事業
			③ 特定給食施設管理事業
			④ 健康づくり・栄養改善対策
			⑤ 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業
			⑥ 地区組織育成支援事業
			⑦ 国民健康・栄養調査事業
(4) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ）の推進（感染症予防チーム）			
	ア		感染症対策の推進
			① 平常時対策
			② 感染症患者発生時対策
			③ 感染症発生动向調査
			④ エイズ等予防対策
			⑤ 肝炎治療特別促進事業
			⑥ 予防接種普及事業
	イ		結核対策の推進
			① 結核健康診断
			② 結核医療事業
			③ 結核患者管理事業
			④ 結核対策特別促進事業
II 誰もが安心できる地域医療の確保			
(1) 安全・安心な医療サービスの確保			
	ア		地域医療体制の整備（医療薬事チーム）
			① 医療安全対策
			② 医療機関監視指導事業
			③ 医療法等に基づく許認可事務

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ	救急医療体制の整備（医療薬事チーム） ① 初期救急医療体制の整備 ② 第二次救急医療体制の整備 ③ 県南地域救急医療対策協議会 ④ 県中・県南地域メディカルコントロール協議会
		ウ	難病対策の推進（健康増進課） ① 特定疾患治療研究事業 ② 難病在宅療養者支援体制整備事業 ③ 遷延性意識障害者治療研究事業 ④ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ⑤ 原子爆弾被爆者対策事業
		エ	献血者の確保（医事薬事チーム） ① 献血推進事業 ② 移植医療の推進
		(2) 医師、看護師等の確保と質の向上（総務企画課）	
		ア	地域医療体験研修事業
		イ	保健医療福祉の人材確保 ① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導
		(3) 医薬品の有効性・安全性の確保（医療薬事チーム）	
		ア	医薬分業の適正な推進 ① 医薬分業の推進
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保 ① 薬事監視 ② 薬事法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止
III 子育て・子育てを支える社会の推進			
		(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築（児童家庭支援チーム）	
		ア	子育て支援団体等との連携 ① 県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議
		イ	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進 ① 次世代育成支援対策の推進 ② 認可保育所の状況 ③ 保育対策等促進事業 ④ 認可外保育施設の状況 ⑤ 地域保育施設助成事業
		(2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）	
			① 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等 ② 児童環境整備基盤整備事業 ③ 児童福祉（保育関係）行政調査指導 ④ 保育所指導監査、認可外保育施設調査
		(3) 子育て家庭の経済的支援（児童家庭支援チーム）	
			① 子ども手当の支給状況 ② 多子世帯保育料軽減事業
		(4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援（児童家庭支援チーム）	
		ア	障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実 ① のびゆく子ども支援事業 ② 子どもの発達「気づき支援」推進事業 ③ 医療援護事業 ④ 小児慢性特定疾患治療研究事業
		イ	子どもの権利擁護の推進 ① 要保護児童対策の推進

大項目	中項目	小項目	事業名
		ウ	ひとり親家庭の支援
			① 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
	(5)		妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保(児童家庭支援チーム)
			① 先天性代謝異常検査事業
			② 新生児聴覚検査普及事業
			③ 特定不妊治療費助成事業
			④ 不妊専門相談等事業
	(6)		次代の親を育成するための環境づくりの推進(児童家庭支援チーム)
			① 県南地域思春期保健対策推進事業
			② 思春期相談事業
IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進			
	(1)		人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進(総務企画課、高齢者支援チーム)
			① 県南地域保健医療福祉推進協議会
			② 社会関係及び保健衛生統計調査
			③ 市町村地域福祉計画の策定支援
			④ 市町村社会福祉協議会指導監査
			⑤ 高齢者保健福祉計画等の推進
	(2)		誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進 (総務企画課、高齢者支援チーム)
			① ひがししらかわ“健康な絆づくり”交流事業
			② ホームページ管理運営事業
			③ 老人クラブ活動等事業
			④ 民生委員・児童委員の活動支援
	(3)		生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進(高齢者支援チーム)
			① 百歳高齢者知事賀寿事業
	(4)		高齢者を対象とした福祉サービスの充実(高齢者支援チーム)
	ア		健康づくりと介護予防の推進
			① 地域支援事業
			② 介護保険の認定
			③ 介護保険法事業者指定
			④ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査
			⑤ 老人福祉施設の運営指導及び監査
	(5)		地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援(障がい者支援チーム)
	ア		障がい者の地域生活移行の促進
			① 県南障がい保健福祉圏域計画の推進
			② 社会福祉施設等の施設整備
			③ 県南地域生活移行圏域連絡会の設置
			④ 精神障がい者退院促進強化事業
			⑤ 精神障がい者地域移行・地域定着推進事業
	イ-1		人権への配慮と医療の確保
			① 精神障がい者の措置入院等
			② 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査
	イ-2		在宅福祉サービスの充実
			① 重度障がい者支援事業
			② 特別障害者手当等の支給事業
			③ 自立支援給付費負担金関係事業
			④ 福島県地域生活支援事業費補助金
			⑤ 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金
	イ-3		総合療育体制の推進
			① 障がい児(者)地域療育等支援事業
			② 発達障がいサポートコーチ事業

大項目	中項目	小項目	事業名
	(6)	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援（児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム）	① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業
	(7)	生活保護制度の適正実施（生活保護課）	① 生活保護の適正実施
V 誰もが安全で安心できる生活の確保			
	(1)	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進（高齢者支援チーム）	① おもいやり駐車場利用制度推進事業 ② 「福島県やさしさマーク」交付事業
	(2)	生活衛生水準の維持向上（環境衛生チーム）	① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査事業 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業 ⑤ 衛生講習会の事業 ⑥ 温泉保護対策事業
	(3)	安全な水の安定的な確保（環境衛生チーム）	① 水道施設等の整備に関する指導事業 ② 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査） ③ 飲用井戸水の衛生対策指導事業（放射性物質のモニタリング検査）
	(4)	食品等の安全性の確保（食品衛生チーム）	① 食品営業許可施設等の監視指導事業 ② 食品の安全対策事業（加工食品等の放射性物質検査事業）
	(5)	人と動物の調和ある共生（食品衛生チーム）	① 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業 ② 犬による危害防止、適正飼養指導事業 ③ 飼い犬等のしつけ方教室事業 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業者指導事業 ⑦ 東日本大震災被災動物救護活動支援事業
	(6)	健康危機管理の強化（医事薬事チーム）	ア 災害時医療体制の充実 ① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備 イ 東日本大震災にともなう避難者への健康支援（健康増進課） ① 被災者健康支援事業の実施 ② 県南地域避難者健康支援連絡会議の開催

I 生涯にわたる健康づくりの推進

I-1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

I-1) -ア 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

1 健康増進事業

(1) 市町村健康増進計画策定支援等

(根拠) 健康増進法第8条

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、支援しました。

健康増進計画策定状況(平成24年度末現在)策定済み:6市町村

市町村名	策定年月	予定	備考
白河市	H16年3月		H20年度見直し
西郷村	H15年3月		
泉崎村		○	H26年度以降策定予定
中島村		○	H26年度以降策定予定
矢吹町	H22年3月		
棚倉町	H18年3月		H23年度中間評価
矢祭町	H22年3月		
埴町		○	H24年度～25年度策定中
鮫川村	H22年3月		H25年3月第二次計画策定

(2) 健康増進事業等技術的助言

(根拠) 平成24年度健康増進事業技術的助言実施方針

市町村が実施する健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の保健事業及びがん検診や肝炎ウイルス検診等)の円滑な実施のため、市町村に対して助言等を行う。

年度	実施市町村名
平成21年度	白河市・西郷村・矢祭町・埴町
平成22年度	泉崎村・中島村・鮫川村
平成23年度	矢吹町・棚倉町
平成24年度	泉崎村・中島村

(参照資料編 表1)

2 県南の地域・職域連携推進事業

(根拠) 地域保健法第4条、健康増進法第9条

県南の地域・職域連携推進協議会設置要項

地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図りました。

(1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催

開催日:平成25年1月31日、出席者:13機関21名

(2) 県南の地域・職域連携推進協議会ワーキンググループの開催

(第1回)平成24年10月30日、出席者:5機関7名

(第2回)平成24年11月29日、出席者:5機関8名

(3) 県南の地域・職域連携推進事業の実施

ア 健康情報の普及啓発

(ア) 広報誌「職場の健康ニュースNo.3」の作成・配布 8,000部

(イ) ホームページの更新等

イ 連携推進のための支援

(ア) 「職場の健康づくりを支援します!事業」の実施(2事業所)

① 鮫川たんぽぽの家: 歯科の健康づくり対策コース

② 白河飲食店組合: たばこ対策の推進コース

(イ) 働きざかりの健康づくり担当者研修会(1回)

開催日 平成25年2月13日 13:30~15:00

参加人数 41名

内 容 ・説明「職場の健康管理」

講師 白河労働基準監督署 安全衛生係担当者

・講演「増えつつある大腸がんの正体」

講師 かねこクリニック 金子幸生副院長

I-1) -イ 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室への講師派遣、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導による啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室(出前講座)による講師派遣

(根拠) 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施校	受講者数
小学校	4校 129人
中学校	8校 1,296人
高校	2校 362人
その他	3校 132人
計	17校 1,919人

(2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に10月29、30、31日、11月1、2、9日の6日間、訪問事業を実施しました。

■訪問事業実施数の推移

年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
実施数(校)	10	10	10	12	12
受講生徒数(人)	372	425	380	549	629

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員28名・東白川地区指導員26名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした街頭啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
実施月日・場所	7月7日(土)・白河市	7月6日(金)・棚倉町

(4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	平成24年6月12日(火)	平成24年6月7日(木)

イ 研修会の開催

薬物乱用防止指導員を対象に両地区薬物乱用防止指導員協議会と共催で研修会を開催しました。

開催日 平成25年2月28日(木) 白河市立図書館地域交流会議室

内容 薬物乱用の現状と対策について

講師 東北厚生局麻薬取締部職員

(5) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日～7月31日)

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

・抜去本数 けし 1,709本(4件)

大麻 206本(1件)

イ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施(10月1日～11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

ウ 薬物関連問題実務担当者研修会への参加

開催日 平成24年9月11日(火) 郡山市ビッグハート

内容 薬物乱用と健康

講師 東北厚生局麻薬取締部職員

エ 薬物乱用防止フォーラムへの参加

開催日 平成25年1月11日(金) 福島市アクティブシニアセンター

内容 ・薬物依存症の理解と回復支援

講師 埼玉県立精神医療センター職員

・体験発表「回復者からのメッセージ」

郡山家族会

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 33件

■麻薬取扱者数

平成25年3月31日現在

卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	施用施設	合計
3	35	148	18	1	89	294

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤等取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・立入検査 62件

■覚せい剤等取扱者数

平成25年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	※202	203

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局（198）含む

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 61件

■向精神薬取扱者数

平成25年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	※228	229

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局・卸

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 136件
- ・免許証記載事項変更届 29件
- ・業務廃止届 23件

イ 麻薬廃棄等届出件数

- ・麻薬事故届出 9件
- ・調剤済麻薬廃棄届 33件
- ・麻薬廃棄届 17件

(5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務

ア 覚せい剤取扱指定事務件数

- ・覚せい剤原料取扱者等指定 1件

イ 覚せい剤等廃棄等届出件数

- ・覚せい剤原料廃棄届 2件

I-1) ウ 心の健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関する事など様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数（人）			
				うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	4	6	6	3	3
その他来所相談	随時	52	101	2	7
所外相談	随時	4	6	0	0
電話相談	随時	107	199	0	5
家庭訪問	随時	26	76	0	0
計		195	379	5	15

注1) *精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex.その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex.その他来所相談)のみに計上しています。

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

ひきこもり講演会及び家族交流会

ひきこもりに悩む家族に集まる場を提供し、家族同士で話し合い、学び合うことで家族の心理的な安定を図り、ひきこもりへの対応能力を高めることを目的に実施しました。

また、関心のある方にひきこもりについて理解を深めてもらうとともに保健所が相談窓口であることの周知を強化するため、一般県民を対象とした講演会も並行して開催しました。

講演会の後に講師を交えての家族交流会を実施しました。

開催年月日	テーマ	講師	出席者数	
			講演会	家族交流会
平成24年 7月25日(水)	講演「わたげの会の 取組みとひきこもり支 援」	NPO法人わたげの会 理事長 秋田敦子 氏	22	10
平成24年 8月29日(水)	講演「家族の心構え」	NPO法人わたげの会 理事長 若月ちよ	16	3
平成24年 10月24日(水)	講演「当事者からのメ ッセージ ～回復のきっかけに なった周囲からのサポ ート～」	NPO法人ビーンズふくし ま 理事長 若月ちよ 当事者	16	5
平成24年 11月28日(水)	講演「当事者からのメ ッセージ ～ひきこもりから歩み 始めた今の自分～」	NPO法人ビーンズふくし ま 理事長 若月ちよ 当事者	13	3
合計			67	21

※会場は、4回すべて 県南保健福祉事務所

※家族交流会対象者：青年期を中心とした「ひきこもり」の状態にある者の家族等で、かつ県南保健所が主催する「心の健康相談」等の相談を受けた者。

I-1) -エ 自殺対策

1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

(1) 自殺予防セミナーの開催

自殺に至る要因の認識とその事前対処方法や普及を啓発するため、自殺予防セミナーを開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成24年10月22日(月) 14:00~16:00 白河市図書館	1 講演「元気になる!睡眠の話~ストレスを乗り切るために~」 講師 東邦大学 看護学部 教授 尾崎章子 氏	一般住民、 自殺予防関係者、精神 保健福祉関係者	88人

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、平成24年度までの特別対策として、自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺やその要因の一つとしてあげられているうつ病に関する正しい知識や各種相談窓口の普及を実施するため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場所	主な内容	資料等配布数	備考
平成24年9月3日(月) 14:45~16:00	ヨークベニマルメガステージ白河店、ベイシア白河モール店	啓発資料の配付、呼びかけ、のぼり旗設置	700部	白河市と共催
平成25年2月26日(火) 13:50~15:30	イオン白河西郷店		500部	西郷村と共催

イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材を育成するため、自殺予防に関わる地域の関係者に対して、研修会を開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成25年1月30日(水) 14:00~16:00 白河市立図書館	講演「心の救急法について」 講師 県南保健福祉事務所 主任保健技師 逸見 京子	一般住民、 民生児童 委員等	74人
平成25年2月4日(月) 14:00~16:30 白河市立図書館	講演「境界性パーソナリティー障害の特徴と対応方法」 講師 長谷川メンタルヘルス研究所 所長 遊佐 安一郎 氏	市町村職員等	62人

ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- ・補助金交付市町村数 8市町村
- ・補助金交付額 4,662,752円

エ 家族のためのうつ病教室

うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提供することにより、家族の支える力を高めることを目的として開催しました。

開催日時	主な内容	対象者	参加者数
平成25年1月11日(金) 13:30～16:30	1 講演「うつ病の基礎知識」 講師 県立矢吹病院 院長 横山 昇 氏 2 家族交流会	家族にうつ病で治療中の方がいる	43人(5)
" 1月25日(金) 13:30～16:30	1 講演「うつ病の方への対応方法」 講師 臨床心理士 清野俊允 氏 2 家族交流会	方 うつ病に関心のある方	47人(5)
" 2月15日(金) 13:30～16:30	1 体験発表「私のうつ病体験～発病から回復まで」 発表者 うつ病体験者 2 家族交流会		39人(5)

(3) 市町村自殺対策担当者会議

管内市町村の自殺対策の推進を図るため、自殺対策に関する情報提供、県・市町村の情報交換等を実施しました。

ア 日 時 平成 24 年 10 月 12 日 (金) 13:30～16:00

イ 場 所 県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参集者 管内市町村自殺対策担当者

エ 内 容 自殺者の現状について
自殺対策緊急強化基金事業について
平成 23 年度自殺対策事業実施結果及び平成 24 年度実施計画と進捗状況について
ゲートキーパー養成初任者研修

I - 2) 生活習慣病予防の推進

I - 2) -ア- 1 たばこ対策の推進

(根拠) 健康増進法第 25 条

「健康ふくしま 21 計画」の重要課題である喫煙対策について、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。

1 たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発

世界禁煙デー・禁煙週間・歯の衛生週間等において、ポスターの掲示及び普及啓発用チラシを配布しました。

2 喫煙防止教育支援

(1) 出前講座による健康教育

小学校 3 校 (153 人)、中学校 1 校 (160 人)

(2) 講師派遣依頼による健康教育

中学校 2 校 (238 人)、保育園 1 カ所 (25 人)

3 市町村におけるたばこ対策支援事業

(1) 公共施設における分煙化実態調査

管内市町村におけるたばこ対策の推進やその支援を図るため、公共施設 (211 施設)における分煙化実態調査を実施しました。(参照資料編 表 2)

(2) 子どもの受動喫煙防止サポーター育成事業（平成23～24年度保健福祉部創意事業）

子どもの受動喫煙防止をすすめるサポーター育成を目的に、市町村の保健師及び児童福祉担当者、保育所の保育士及び看護師、幼稚園の幼稚園教諭、地域子育て支援拠点事業団体の保育士等を対象とした育成講習会及びスキルアップ研修会を開催し、今年度 19 名のサポーターを育成し、計 38 名のサポーターを認定しました。

開催日時・場所	内 容	参加者
平成24年9月11日 9:30～11:45 サンフレッシュ白河	「第1回子どもの受動喫煙防止サポーター育成講習会」 ・講演「子ども達の健康を守るために」～たばこの煙の正体～ 講師 白河市表郷クリニック 村松康成院長	44人
平成24年10月23日 13:30～15:00 県南保健福祉事務所 会議室	「第2回子どもの受動喫煙防止サポーター育成講習会」 ・報告「県南管内の受動喫煙の現状」 ・活動方法の実演「パワーポイントを用いての防煙教育の一例」 ・活動計画の作成、事例検討会及び意見交換	29人
平成25年2月22日 13:00～15:00 県南保健福祉事務所 会議室	「子どもの受動喫煙防止サポータースキルアップ研修会」 ・禁煙成功者による体験談 ・市町村におけるたばこ対策事例 報告者 中島村、鮫川村 ・幼稚園に活動事例 報告者 白河市立大沼幼稚園	12人

I - 2) - ア - 2 歯科保健対策の推進

1 市町村歯科保健強化推進事業

(根拠) 市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システムの運用

例年、市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しています。(参照資料編 表3)

(2) 市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会

管内市町村の歯科保健事業の強化を図るために、研修会(計1回)と検討会(計1回)を開催しました。

開催日等	内 容	参加者
【研修会】 平成24年11月1日	報告：「う蝕罹患状況及びフッ化物歯面塗布事業実施状況について」 講演：「フッ化物歯面塗布とう蝕予防」 講師 新潟大学大学院 准教授 八木 稔（歯科医師）氏	22人 市町村担当者、 歯科衛生士等
【検討会】 平成25年1月24日	議題：「管内の歯科保健の現状と課題について」 情報提供：「福島県歯科保健対策の概要について」	13人 市町村担当者、 歯科医師、歯科 衛生士等

2 ヘル歯一ケア推進事業

(根拠) ヘル歯一ケア推進事業実施要領

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

○施設入所者・通所者等

施設等	回数	延人数
鮫川たんぽぽの家	4回	33人

○在宅療養者

対象種別	実人数	延人数
難病患者	1人	1人
援護者	1人	1人
所内相談	2人	2人

3 地域歯科保健活動推進事業

(根拠) 地域歯科保健活動推進事業実施要綱

地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に実施しました。

(1) 管内全市町村の歯科保健事業の視察（実施状況の把握のため）

(2) 歯科に関する会議、研修会への参加

(3) 地域における歯科保健事業に関する企画、調整、指導の実施（計29回）

4 歯科保健の普及啓発

(根拠) 福島県歯科保健総合対策事業実施要綱

歯科保健思想の普及啓発をすることにより、生涯を通じた“歯の健康づくり”を図ることを目的に実施しました。

(1) 歯の衛生週間

- ア ポスター掲示
- イ ホームページ掲載
- ウ 館内放送での周知
- エ 所内職員に対し、普及啓発資材の電子メールによる回覧
- オ 仮設住宅において、普及啓発資材（チラシ）の配布

(2) その他

- ア 健康づくり週間や労働関係等の週間等に併せて、リーフレットの作成・配布
- イ 8020の普及啓発等
- ウ 出前講座（歯科保健）：計5回 109人

I-2) -イ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

研修名 災害時要援護者のための災害時支援研修会

開催日 平成24年10月31日

内容 講演

「災害時要援護者の避難支援プラン策定と災害時対応の実際」

・「福島県会津保健福祉事務所における難病患者に対する支援」

講師 会津保健福祉事務所 健康福祉部職員

・「西会津町における災害時要援護者に対する取り組み」

講師 西会津町健康福祉課 職員

参加者数 95人(市町村職員及び介護保険関連施設の職員等)

I-3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

1 食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

(1) 「うつくしま健康応援店」の普及

外食機会の多い県民の健康づくりをサポートするため以下(アは必須)の項目に取り組みうつくしま健康応援店の登録増加を目指しています。

ア メニューの栄養成分表示(エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、塩分)

イ 栄養・健康情報の提供(うつくしま健康応援店メッセージ掲示)

ウ ヘルシーメニューの提供

エ 禁煙・分煙の実施

オ セレクトサービスの実施

〈応援店登録状況〉

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規登録	8	9	3
年度末登録	73	81	84
廃止		1	

(2) 健康づくり講座

新規登録を対象に、従業員の健康づくりを進めるために、健康・栄養に関する情報提供を行いました。

・開催日 平成24年3月12、13日

・場所 各新規登録店舗

・参加人数 4名(3店舗)

2 食育推進事業

生涯にわたって健全な食生活を実践し、食を通して心豊かに生活できる社会を目指すため、「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」に基づいた食育を推進しています。

(1) 市町村食育計画策定支援

市町村の食育推進計画策定状況 (H24 年度末現在)

策定済み	H25年度策定予定	未定
5 (白河市・矢吹町・棚倉町・矢祭町・鮫川村)	1 (西郷村)	3

(2) 未来 (ゆめ) づくり食育計画作成支援研修会

幼児・児童生徒の望ましい食習慣の定着を目指し、食育事業を実施しました。

開催日	場 所	参加人数	対 象 者
H24年8月6日	県南保健福祉事務所	35人	幼稚園教諭・保育士 市町村栄養担当者等

(3) 食事バランスビンゴカードの普及状況

白河市食改会員による「おやこの食育教室」にて食事バランスビンゴカードの普及を行いました。

・参加者：50名(4才～小学3年生とその保護者)

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

■ 特定給食施設数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特 定 給 食 施 設	69	71	73	76
小規模特定給食施設	42	39	39	42
計	111	110	112	118

(1) 特定給食施設等に対する指導

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営等に関する情報提供を目的に、給食施設設置や管理者、給食従事者へ指導を行いました。

特定給食施設講習会	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開 催 回 数	3	4	4	4
参 加 延 人 数	201	202	183	191
参 加 延 施 設 数	170	157	158	173

巡 回 指 導	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実 施 施 設 数	109	110	108	118

届出事務	42件	新規開設7 廃止 3	届出事項変更31	休止1
個別相談	29件	延29施設		

(2) 災害時における栄養・食生活支援事業

災害時の栄養・食生活支援体制整備を支援するため、東日本大震災時における特定給食施設等に対して実態調査を実施するとともに、給食従事者による給食提供の対応等の情報交換会を開催し、その結果をもとに災害時対応のための備えについて報告会を開催しました。

ア 実態調査

	対象数	回答数
特定給食施設	118	118

イ 情報交換会の開催

開催日	内 容	参加者数
平成24年6月 26日・27日・ 28日	東日本大震災時における給食提供の対応等の情報 交換及び自己チェック表の項目の等内容の検討	111人

ウ 報告会の開催

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成25年2月27日 カンフレッシュ白河	・災害時等の相互応援体制聞き取り調査結果 ・事故、災害時等の食事提供マニュアル等の事例 提供 ・東日本大震災後の啓発等取組み事例紹介	78設 80人

4 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの個別指導・集団指導を行いました。

個別指導	69回	延 70人
集団指導	4回	延 46人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	5回	延 5人
集団指導	1回	延 6人

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項 目	H22年度	H23年度	H24年度
管理栄養士申請書等進達事務	6件	10件	11件
栄養士申請書等進達事務	14件	19件	27件
管理栄養士国家試験等の事務指導	17件	4件	10件
窓口相談等	20件	4件	15件

5 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
栄養表示等相談および指導	15件	12件	12件

6 地区組織育成支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

・ 県南地区食生活改善推進員連絡協議会

加入市町村： 白河市・棚倉町・矢祭町・鮫川村

推進員数： 150人（H24年度末）

・支援状況

個別相談	23回・ 28人
集団指導	1回・ 57人

7 国民健康・栄養調査事業

健康増進法第10条に基づき、国民生活基礎調査により設定された単位区から抽出された世帯の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況調査を行いました。

・対象地区 西白河郡矢吹町花咲地区

調査対象世帯数	73世帯	(145人)
調査実施世帯数	27世帯	(65人)
実施率	37.0%	(44.8%)

I-4) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ）の推進

I-4) -ア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 新型インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ）対策研修会

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

・開催日：平成24年4月23日、4月26日

・場所：県南保健福祉事務所 会議室

・出席者数：県南保健福祉事務所職員 57人

・内容：感染予防策について

個人防護具着脱訓練 他

(2) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設（高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等）、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、各施設毎の課題等の情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

ア 県南地域感染症情報共有システムの構築

平成22年6月より毎月1回程度（情報提供が必要な事態が発生した場合は随時）感染症情報を対象施設に電子メール及びファックスにより送信しました。

(204か所)

平成24年度は、定期号8回と臨時号20回の、計28回発信しました。

イ 県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

開催時期：平成24年7月4日～9月18日（6回）

高齢者、児童福祉、障がい者の区分ごと各2回

開催場所：県南保健福祉事務所 会議室

研修内容：「社会福祉施設等における感染症対策」

「アウトブレイク（集団発生）時の対応」

講師：県南保健福祉事務所職員

参加者数：188人

(高齢者施設：25、児童福祉施設：58、障がい者施設：45)

(3) つつが虫病の予防啓発事業

住民に対し、関係機関との連携により、つつが虫病についての正しい知識の普及啓発を行いました。

また、医療関係者向けの対応マニュアルを作成し、管内医療機関に配布しました。

ア 普及啓発

- ・健康教育の実施

内 容	対 象	実施回数	参加者数
つつが虫病の予防と対応	地区住民	17回	474人

- ・市町村及び関係機関広報誌掲載による普及啓発の推進 年1回
- ・市町村窓口でのパンフレット配布による普及啓発の推進 通年

イ 「つつが虫病対応マニュアル」の作成・配布

平成21年から23年までのつつが虫病患者発生状況と、医師や研究者によるつつが虫病の早期診断と治療に関する提言をとりまとめたマニュアルを作成し、管内医療機関に配布しました。

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づく調査が必要な感染症が発生した際に積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表4)

平成24年度内訳

結核 20件、腸管出血性大腸菌 6件、つつが虫病 13件、
アメーバ赤痢 1件、感染性胃腸炎 11件、風しん 1件、麻しん 1件、
インフルエンザ(集団感染) 12件、その他の呼吸器感染症 3件

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施件数	85件	55件	101件	68件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者への確に提供・公開しました。

■全数把握報告数

単位：件

年度	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフルエンザ等
20	0	18	0	20	2	0
21	0	15	3	38	6	14
22	0	11	0	29	2	0
23	0	24	0	17	1	0
24	0	20	6	13	2	0

平成24年内訳

2類 結核 20件
3類 腸管出血性大腸菌 6件
4類 つつが虫病 13件
5類 アメーバ赤痢 1件
風しん 1件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

■ 定点把握疾患別報告数（平成24年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	754	1776	1489	216	33	5	0	0	2	0	0	119	4394
RSウイルス感染症	12	10	9	3	6	17	23	12	61	47	24	27	251
咽頭結膜熱	1	2	3	3	5	10	3	7	1	1	1	2	39
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	31	35	49	24	25	37	14	6	6	15	41	77	360
感染性胃腸炎	185	63	73	144	95	116	25	16	19	24	200	223	1183
水痘	60	18	9	3	9	41	32	8	5	11	23	60	279
手足口病	5	0	2	2	0	49	83	61	33	48	40	56	379
伝染性紅斑	1	1	0	1	0	0	4	1	1	6	2	4	21
突発性発しん	7	6	3	9	18	13	8	10	11	9	14	6	114
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0	0	1	1	5	29	99	19	7	1	2	0	164
流行性耳下腺炎	8	4	7	3	11	25	10	5	5	8	11	15	112
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	9	14	2	4	3	8	3	3	4	0	2	13	65
*細菌性髄膜炎	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
無菌性髄膜炎	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
マイコプラズマ肺炎	0	26	15	7	8	25	16	16	30	21	18	19	201
*クラミジア肺炎	0	4	10	15	8	17	11	5	0	0	2	2	74
性器クラミジア感染症	2	5	6	1	2	3	4	3	1	0	9	1	37
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	0	0	1	1	0	3	0	1	1	0	2	0	9
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	1	1	5	4	4	3	6	6	4	6	1	41
薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

* 髄膜炎菌性髄膜炎は、除く。* オウム病は除く。

4 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県H I V抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

(1) エイズ等相談・H I V抗体・肝炎ウイルス検査事業

H I V抗体検査については夜間検査も月2回しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・H Bs相談	HCV 検査	HBs 抗原 検査
	男	女	計	男	女	計			
20	77	41	118	25	17	42(20)	86	17	17
21	81	45	126	18	11	29(8)	47	21	21
22	49	28	77	9	9	18(3)	15	3	3
23	32	26	58	7	5	12(8)	20	0	0
24	58	21	79	10	9	19(9)	117	1	1

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1	30	0	0	0	0	1	178
高等学校	1	120	1	120	1	120	0	0
その他	3	54	2	55	2	66	2	54
計	5	204	3	175	3	186	3	232

イ 世界エイズデー関連事業

県立高校等に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する正しい知識、レットリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。また、住民等への啓発も行いました。

啓発資材配付数 県立高校（4校） 2, 409個
看護学校（2校） 135個
短期大学（1校） 89個
リーフレット配布数 管内住民 1, 510部

5 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要領

B型及びC型肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者並びにB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

・対象医療：B型・C型肝炎ウイルス除去を目的とするインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。（医療費助成）

B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。（医療費助成）

・助成期間：同一患者について1年間。

（延長規定、2回目の制度利用規定有り、アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り）

肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況

・申請件数：66件

インターフェロン治療 30件

核酸アナログ製剤治療 36件

- ・受給者証発給数：66件
- ・不承認数：0件

6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として、初回接種後3週間～8週間までの間隔を置いて3回、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以降の間隔をおいて1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表5)

(2) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として6週間以上の間隔をおいて2回接種します。

平成24年9月からは不活化ワクチンが導入され、不活化ワクチンのみで予防接種を行う場合は、初回接種として生後3か月から12か月に3回、追加接種として初回接種から12か月から18か月後に1回接種します。

(参照資料編 表6)

(3) 麻しん・風しんの予防接種実施状況

麻しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。

※平成20年4月から向こう5年間に限り、第3期としてそれぞれの年度の中学一年生に相当する年齢の者、第四期としてそれぞれの年度の高校三年生に相当する年齢の者を対象として接種します(平成24年度末で終了)。(参照資料編 表7)

(4) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月の者を対象として、1週間～4週間までの間隔をおいて2回、追加接種は1期初回終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、平成17年5月より、日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年2月乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事承認され、6月に定期接種の第1期に使用できるワクチンとして位置付けられたことから、第1期の積極的な勧奨が再開されています。

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成24年度に3・4歳になる者、8・9歳になる者で1期初回接種未完了の者、10歳になる者で1期追加接種未完了の者について積極的な勧奨を行います。(参照資料編 表8,9)

(5) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後6月未満の者を対象として1回、BCG接種を行います。

(参照資料編 表10)

I-4) -イ 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

(根拠) 感染症法

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

■平成24年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,258	1,253	99.6	1,253	0	0	0
大学等	142	142	100.0	119	23	0	0
施設	2,536	2,467	97.3	483	1,984	1	0
事業所	4,900	4,679	95.5	2,227	2,452	60	1
一般住民	30,615	10,803	35.3	10,603	200	441	0
合計	39,451	19,344	49.0	14,685	4,659	502	1

(2) 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
20	114	103	90.4	0	0	1	102
21	100	92(19)	92.0	0	0	1	91
22	155	152(24)	98.1	4	0	1	147
23	156	147(51)	94.2	8	0	32	107
24	164	145(63)	88.4	1	0	30	114

()内は、QFT検査(クオンティフェロンTB-2G検査)を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月1回(入院勧告を行う場合は臨時に開催する)

■感染症診査協議会診査件数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
診査件数	58	51	40	51	53

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第37条及び第37条の2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度(法第37条)

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国

と負担することになっています。

■法第37条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数			合 格	不 合 格
	全 数	新 規	継 続		
20	25	8	17	25	0
21	24	7	17	24	0
22	18	6	12	18	0
23	19	4	15	19	0
24	18	5	13	18	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度（法第37条の2）

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

■法第37条の2医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
20	33	31	31
21	27	27	27
22	22	22	22
23	23	22	22
24	23	23	23

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成15年から全国・県より低い状況で推移しています。

■結核罹患率の推移（人口10万対）

	H19	H20	H21	H22	H23
全 国	19.8	19.4	19.0	18.2	17.7
福 島 県	12.3	13.5	11.6	12.2	11.5
県南地域	10.5	11.9	8.6	5.3	11.4

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者14人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は1人となっています。

■新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								※罹患率 (人口10 万対)	別掲 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性		
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他			
			総数	初回治療	再治療					
平成19年	16	13	7	6	1	3	3	3	10.5	2
平成20年	18	14	6	6	0	6	2	4	11.9	0
平成21年	13	10	6	5	1	4	0	3	8.6	2
平成22年	8	8	6	6	0	2	0	0	5.3	3
平成23年	17	15	6	6	0	8	1	2	11.4	7
平成24年	15	10	1	1	0	7	1	5	※9.5	3
白河市	7	4	1	1	0	2	0	3		0
西郷村	3	3	0	0	0	3	0	0		0
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
中島村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
矢吹町	3	2	0	0	0	2	0	1		0
棚倉町	1	1	0	0	0	0	1	0		2
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
塙町	1	0	0	0	0	0	0	1		1
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0		0

※平成24年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率（人口10万対）：10.1 現在人口より

24.10.1 現在人口 147,052人

（3）市町村別結核患者登録数

■結核患者登録数（年別・市町村別・活動性分類別）

（当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数）単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活 動性 結核	活動 性不 明	別掲 潜在性 結核感 染症	登録率	※ 有病率 (人口 10万対)
		総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動 性					
			総数	登録時喀痰塗抹 陽性			登録時 その他 の結核 菌陽性	登録時 菌陰性 ・その 他						
				総数	初回 治療	再治 療								
平成19年	30	12	9	6	5	1	2	1	3	17	1	2	19.7	7.9
平成20年	34	14	9	4	4	0	5	0	5	19	1	0	22.4	9.2
平成21年	33	10	8	5	4	1	3	0	2	22	1	2	21.8	6.6
平成22年	31	5	4	4	4	0	1	0	0	26	0	5	22.6	2.6
平成23年	34	5	5	5	5	0	5	0	2	22	0	12	22.6	2.6
平成24年	34	12	9	2	2	0	5	2	3	22	0	10	23.1	2.9
白河市	13	4	2	1	1	0	0	1	2	9	0	0		
西郷村	6	2	2	0	0	0	2	0	0	4	0	0		
泉崎村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
中島村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
矢吹町	4	2	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0		
棚倉町	4	3	3	1	1	0	1	1	0	1	0	8		
矢祭町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		
塙町	3	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1		
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		

※（ ）内は治療中の患者数再掲

H24. 12. 31 現在

※平成24年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は38.3%で、最も多くなっています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人（%）

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
0～29歳	2(6.6)	4(11.8)	4(12.1)	1(3.2)	5(14.7)	6(17.6)
30～39歳	2(6.6)	3(8.8)	2(6.1)	4(12.9)	4(11.8)	4(11.8)
40～49歳	6(20.0)	7(20.6)	5(15.1)	1(3.2)	3(8.8)	3(8.8)
50～59歳	5(16.7)	4(11.8)	3(9.1)	4(12.9)	3(8.8)	2(5.9)
60～69歳	6(20.0)	3(8.8)	4(12.1)	6(19.4)	4(11.8)	6(17.6)
70歳以上	9(30.0)	13(38.2)	15(45.5)	15(48.4)	15(44.1)	13(38.3)
合 計	30	34	33	31	34	34

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS（直接服薬確認療法）を支援するため、白河厚生総合病院等と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数： 8回
- ・事案件数： 48件

(2) 高齢者等の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設： 15か所
- ・受講者数： 260人

II 誰もが安心できる地域医療の確保

II-1) 安全・安心な医療サービスの確保

II-1) -ア 地域医療体制の整備

1 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためには、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。

そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上と実践できる知識の習得を図りました。

- ・開催日 平成24年10月1日（月） 18：30～20：30
- ・対象者 管内の医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師及び事務担当職員等
- ・参加者数： 224名
- ・内 容

(講演1)

「医療安全管理の進め方～平成23年度医療機関の立入検査を通して～」

講師 福島県県南保健福祉事務所 所長 加藤清司

(講演2)

2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

(参照資料編 表 11, 12)

■医療監視実施数 (開設に伴う調査は含まない)

立入実施数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
病院	13	12	11	10	9
一般診療所	44	46	44	27	24
歯科診療所	23	23	23	11	14
施術所	23	28	26	0	13
歯科技工所	7	4	4	0	4
合計	110	113	108	48	64

開設に伴う調査 医科診療所：1 施術所：4

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所開設許可 2件(診療所2)
- ・病院診療所変更許可 5件(病院4・診療所1)
- ・病院診療所使用許可 23件(病院16<7>) <>内は自主検査再掲

II-1) -イ 救急医療体制の整備

1 初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡町村は、在宅当番医制を白河医師会に委託し、小児科・内科による当番医制により休日診療を実施しています。さらに、平成20年7月1日から「小児平日夜間救急医療事業」がスタートしました。

これは、白河医師会の20人の医師(当所が開催した県南地域小児救急医療医師研修会を受講した医師が担当)が白河厚生総合病院1階「小児平日夜間救急外来」において、月曜日から金曜日の午後7時から10時まで診療を行いました。

また、しらかわ救急情報センターにおいては、当番医や当番医以外の専門医(外科・耳鼻咽喉科等)の紹介を電話により行っています。

さらに、歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

2 第二次救急医療体制の整備

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

■第二次救急医療機関

平成 25 年 3 月 31 日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救 急 病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	○	○
田口病院	白河市郭内11		○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		4	5

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行います。

ア 平成 24 年度県南地域救急医療対策協議会

開催日時 平成 25 年 3 月 19 日 (火) 15:00~16:30

開催場所 県南保健福祉事務所大会議室

内 容

- ・初期救急医療の対応状況について
- ・病院群輪番による二次救急医療の対応状況について
- ・救急搬送患者受入体制及び「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」の運用状況について
- ・県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議について

イ 平成 24 年度第 1 回県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議

開催日時 平成 24 年 9 月 6 日 (木) 15:30~

開催場所 県南保健福祉事務所大会議室

内 容 傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準に基づく救急搬送の状況について

4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会

(根拠) 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

救急救命士の救急活動の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関からの情報の提供を受け、情報の共有化を図ります。(事務局：県中・県南保健福祉事務所)

ア 平成 24 年度県中・県南地域メディカルコントロール協議会

開催日時 平成 24 年 7 月 24 日 (火) 14:00~16:30

開催場所 県中保健福祉事務所小会議室

内 容

- ・協議会開催に係る役割分担等について
- ・今後の開催予定及び協議内容等について

II - 1) -ウ 難病対策の推進

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

現在 56 疾患を対象に、調査研究及び医療費の公費負担が行われています。

(参照資料編 表 13)

■ 特定疾患医療受給者証所持者 (年度末現在)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 数	644	692	762	818	820

2 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成25年3月14日 県南保健福祉 事務所	①平成24年度難病関係事業の実施状況報告 ②特定疾患患者お実態・在宅療養上の課題と各機 関の役割について －災害時求められる支援と対応策－	19人 15機関

イ 難病患者在宅ケア調整会議

- ・開催回数：1回
- ・参加者：9人・7機関
- ・対象患者：筋萎縮性側索硬化症

(2) 相談指導事業

	実件数	延件数
家庭訪問	48	54
電話相談	—	648
面接他	781	1175

(3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者等を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日	場 所	対象疾患	参加者	講 師
H24年10月13日(土)	県南保健福祉事務所	新規申請者 ・家族	6 *ホ(2)	臨床心理士
H24年10月20日(土)	〃	神経難病	18 *ホ(1)	作業療法士
H24年11月22日(木)	〃	神経難病他	9 *ホ(6)	言語療法士
H24年12月8日(土)	〃	神経難病	18 *ホ(4)	作業療法士
合 計	4回		51 *ホ(13)	

*ホ：難病ボランティア「ゆいの会」が協力

(4) 難病ボランティアの活動支援

難病ボランティア「ゆいの会」の総会への参加。

3 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■ 遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 数	4	5	5	5

4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図ることを目的としています。

■ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者 平成 24 年度末現在：0

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳所持者 3人

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■ 健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	0	2

■ 希望によるがん検査の実施状況 (実人員 2人)

	胃がん 検 診	肺がん 検 診	大腸がん 検 診	乳がん 検 診	子宮がん 検 診	多発性骨 髄腫検診
受診者数	1	1	1	1	1	1

■ 希望による一般検診の実施状況 (実人数 0人)

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 3人

II - 1) - エ 献血者の確保

1 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成 2 4 年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を 4,855 人(200mL : 929 人、400mL : 3,926 人、血液センター分を除く) に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを 2 回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めました。

平成 2 4 年度実績は、5,381 人(110.8%)、内訳は 200mL 献血が 1,182 人(127.2%)、400mL 献血が 4,199 人(107.0%)、200mL 由来赤血球換算で 9,580 単位(109.1%)でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ・平成 2 4 年 5 月 1 7 日 (木) 県南保健福祉事務所大会議室
- ・平成 2 5 年 1 月 1 8 日 (金) 白河市立図書館内 地域交流会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成24年7月13日(金) 白河市立図書館前
- ・平成24年12月3日(月) 白河駅前イベント広場

(3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めました。

- ・平成24年7月3日(火)～平成25年1月16日(水) 8日間
- 訪問事業所数 24

(4) 献血功労表彰

- ・厚生労働大臣表彰状 1団体
- ・福島県知事感謝状 3団体
- ・日赤支部長感謝状(金柁) 1団体
- ・福島県血液センター所長感謝状 6団体

■献血実績(市町村別)

平成25年3月31日現在

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200mL	400mL	成分		
白河市	2,166	490	1,676	0	2,126	101.9
西郷村	1,281	286	995	0	685	187.0
泉崎村	182	31	151	0	219	83.1
中島村	111	22	89	0	169	65.7
矢吹町	636	126	510	0	591	107.6
棚倉町	421	68	353	0	474	88.8
矢祭町	257	61	196	0	183	140.4
塙町	215	65	150	0	291	73.9
鮫川村	112	33	79	0	117	95.7
合計	5,381	1,182	4,199	0	4,855	110.8
23年度	4,411	966	3,445	0	4,844	89.2
22年度	4,607	965	3,642	0	4,648	99.1
21年度	4,443	917	3,526	0	4,259	104.3
20年度	4,191	948	3,246	0	4,218	99.4

2 移植医療の推進

(1) 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
開催回数(回)	17	25	24	3	6
登録者数(人)	86	91	117	26	39

II-2) 医師・看護師等の確保と質の向上

II-2) -ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 平成24年度地域医療体験研修実施要領

地域医療に関心の高い医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、東白川地域等における地域医療や地域の現状について理解を深めてもらうため、宿泊体験研修を実施しました。

ア 地域医療体験研修（夏期）

開催日：8月29日～31日（2泊3日）

内 容：塙厚生病院、金澤医院等の医療現場の視察
 医師等との懇談会の実施
 吉田富三記念館見学
 地域住民との交流（健康教室）

参加者：5名（福島県立医科大学5名）

イ 地域医療体験研修（冬期）

開催日：3月12日～13日（1泊2日）

内 容：塙厚生病院、金澤医院、訪問診療等の医療現場の視察
 特別養護老人ホームの現場視察
 医師等との懇談会、臨床研修医との懇談会の実施
 吉田富三記念館見学

参加者：11名（福島県立医科大学7名、山形大学1名、秋田大学2名
 鳥取大学1名）

Ⅱ－２）－イ 保健医療福祉の人材確保

1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

（根拠）医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 5人
- ・研修時期 平成24年6月～平成25年1月
- ・研修期間 1週間

2 実習生に対する教育・実習指導

（根拠）福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

■実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
福島県立医科大学看護学部	12人	平成24年5月14日，6月11日
ポラリス保健看護学院	3人	平成24年6月11日，11月8日， 11月14日，11月20日
郡山女子大学	3人	平成24年8月8日～9月16日
郡山健康科学専門学校	2人	平成24年9月3日～9月6日

Ⅱ－３） 医薬品の有効性・安全性の確保

Ⅱ－３）－ア 医薬分業の適正な推進

1 医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成23年は47.9%と、平成22年(45.6%)に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
県全体	62.1%	63.9%	65.9%	68.5%	71.7%
県南地域	37.1%	37.7%	43.0%	45.6%	47.9%

Ⅱ-3) -イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成 25 年 3 月 31 日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 件 数	処分件数	
		実 数	延 数		説 諭※	その他
医薬品						
薬局	46	11	11			
製造業	専業	5	2	2		
	薬局	5	2	2		
製造販売業（薬局のみ）	5	2	2			
店舗販売業	23	21	21	2	2	
一般販売業	1	1	1			
卸売販売業	5	1	1			
薬種商販売業	1					
特例販売業	11	3	3			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	3	3			
化粧品						
製造業	5	3	3			
医療機器						
製造業	7	3	3			
修理業	1	1	1			
販売業	高度管理医療機器等	36	7	7		
	管理医療機器	281	23	23		
賃貸業	高度管理医機機器等	9	0	0		
	管理医療機器	5				
合 計	443	83	83	2	2	0
2 3 年度	445	41	41	1	1	0
2 2 年度	429	113	121	33	33	0
2 1 年度	432	134	149	46	107	1
2 0 年度	431	166	193	90	82	8

※：含指導票

2 薬事法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

■薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成 25 年 3 月 31 日現在

区 分	新 規	許 可 更 新	許 可 証 書		変 更 届 * 含 許 可	廃 止 届	休 止 届	再 開 届
			書 換 交 付	再 交 付				
薬 局	1	6			82	1		
医 薬 品 販 売 業	店 舗	9			32	2		
	一 般					1		
	卸 売		1		5			
	薬 種 商					7		
	特 例		2		1			
配 置								
配 置 身 分 証 明 書	5	7			※ 1 12	※ 2 2		
薬局医薬品製造販売業								
薬局医薬品製造業								
高度管理医療機器等販売・賃貸業		2			6	2		
高度管理医療機器等販売業	2	2			9			
高度管理医療機器等賃貸業								
管 理 医 療 機 器 販 売 業	4				10	4		
管 理 医 療 機 器 賃 貸 業								
合 計	21	20	0	0	157	19	0	0
2 3 年 度	20	26	1	1	131	26	0	0
2 2 年 度	48	43	3	0	137	47	1	0
2 1 年 度	34	16	0	0	156	33	0	1
2 0 年 度	50	13	3	1	159	41	2	2

※ 1 配置従事届 ※ 2 返納届 〈 〉 販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成 24 年 3 月 31 日現在

区 分	新 規	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届	責 任 者 ・ 設 置 ・ 変 更 届	廃 止
			書 換 交 付	再 交 付			
製 造 ・ 輸 入 業							
販 売 業	一 般	2	9		2	4	3
	農 業 用 品 目	1	18			10	4
	特 定 品 目						
特 定 毒 物 使 用 者							
特 定 毒 物 研 究 者							
業 務 上 取 扱 業 者							
合 計	3	27	0	0	2	14	7
2 3 年 度	4	9	0	0	5	14	9
2 2 年 度	3	23	1	1	6	17	3
2 1 年 度	4	9	0	1	1	17	4
2 0 年 度	4	2	0	0	18	14	8

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取

扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

■監視指導実施結果

平成 25 年 3 月 31 日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査 施設 数	違反発見 件 数	処 分 件 数	
				説 諭※	その他*
毒物劇物製造業	2				
毒物劇物輸入業					
販 一般	41	12	1	1	
売 農業用品目	47	10	1	1	
業 特定品目	3				
業 務 上	電気メッキ業	2			
	金属熱処理業				
	運送業				
	届出不要		48	5	5
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合 計	95	70	7	7	0
2 3 年度	99	64	0	0	0
2 2 年度	104	134	12	12	0
2 1 年度	105	54	27	26	1
2 0 年度	105	79	66	63	3

※：含指導票 *：含始末書

Ⅲ 子育て・子育てを支える社会の推進

Ⅲ－１） 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築

【管内児童数の推移】

平成 2 2 年（2010 年）の国勢調査の結果による管内児童数は、26,455 人で管内総人口 150,117 人の 17.6%を占めています。平成 1 2 年（2000 年）21.4%、平成 1 7 年（2005 年）19.1%で漸減傾向が続いています。（参照資料編 表 14）

Ⅲ－１）－ア 子育て支援団体等との連携

1 県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議

県南地区の市町村、保育所、地域子育て支援拠点及び幼稚園を対象とした子育て支援関係のネットワーク構築を図り、地域の子育て家庭が抱える諸問題について議論し共通認識を持ってもらい、各関係機関の連携の強化と情報の共有化を図り、地域の子育てに関する課題解決のための方策を探っていくことを目的に、平成 2 4 年度県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議を開催しました。

開催日 平成 2 4 年 1 1 月 2 5 日（日）

開催場所 白河市産業プラザ人材育成センター

参加者数 5 8 名

内 容 ア 行政説明「福島県子どもの発達「気づきと支援」ガイドラインについて」

講師 福島県児童家庭課

イ 講演Ⅰ 「発達障がい児の支援の実際」

講師 発達支援センターまきびと 一條志津子 氏

- ウ 講演Ⅱ 「発達障害のある子の治療と関係機関との連携」
講師 南湖こころのクリニック 本郷誠司 氏
- エ グループワーク

※本事業は、「子どもの発達『気づきと支援』推進事業方部別研修会」事業と統合して実施した。

Ⅲ－１）－イ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進

1 次世代育成支援対策の推進

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第8条、第9条

県が策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」及び各市町村が策定した「次世代育成支援対策市町村行動計画（後期計画）」について、震災に伴う環境の変化に対応すべく、災害の克服と復興推進の視点から市町村、関係団体等との情報提供・意見交換を行いました。

2 認可保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成24年4月1日現在、管内の認可保育所数は24か所であり、うち4か所が認定こども園の認定を受けています。

なお、平成24年10月1日現在の待機児童数は17名であり、平成23年10月1日現在と比較し5名減となっていますが、引き続き、都市部においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

(参照資料編 表15)

3 保育対策等促進事業

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、認可保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・延長保育促進事業：4市町村（10施設）※民間保育所のみ対象

(参照資料編 表15)

4 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成25年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が6か所、その他が6か所の計12か所（うち、事業所内施設1か所、その他1か所は休止中。）となっています。

(参照資料編 表16)

5 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県地域保育施設助成事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象市町村：1町（1施設）

Ⅲ－２） 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等

(根拠) 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱、福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

放課後児童クラブの運営費について、放課後児童健全育成事業（国庫事業）基準に該当する場合には放課後児童健全育成事業として、同基準に該当しない場合にはわくわく放課後支援事業として、それぞれ放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助金が交付されました。

- ・放課後児童健全育成事業：8市町村（29クラブ）
- ・わくわく放課後支援事業：4市町村（9クラブ）

（参照資料編 表17）

2 児童環境整備基盤整備事業

（根拠）福島県児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱

子育てしやすい環境の整備を図るとともに、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するための経費について、市町村に対し補助金が交付されました。

- ・対象市町村：2市町

3 児童福祉（保育関係）行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導：4市町村、書面指導：5町村

4 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監査：12施設、同書面監査：12施設
認可外保育施設実地調査：5施設、同書面調査：5施設

Ⅲ－3） 子育て家庭の経済的支援

1 子ども手当の支給状況

（根拠）児童手当法の一部を改正する法律

平成25年3月末現在の児童手当受給者は11,761人、該当児童は20,226人となっています。
（参照資料編 表18）

2 多子世帯保育料軽減事業

（根拠）ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

- ・対象市町村：管内全9市町村（214名分）

（参照資料編 表15）

Ⅲ－4） 援助を必要とする子どもや家庭への支援

Ⅲ－4）－ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

1 のびゆく子ども支援事業

（1）小児慢性特定疾患児相談会

（根拠）福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

保護者の疾病や療養に対する不安の軽減を図り、それにより長期療養児の日常生活における健康の保持増進につなげることを目的に、相談会及び交流会を実施しま

した。

■小児慢性特定疾患児相談会の実施状況

対 象	実施回数	内 容	参加者数
1型糖尿病の児童の保護者	1	・相談及び交流会 アドバイザー： たんぼぼの会（1型糖尿病家族の会） 会長 斎藤 栄子 氏	4人
成長ホルモン分泌不全性低身長症の児童の保護者	1	・相談及び交流会 アドバイザー： わかば会（成長障害の会） 会長 大塚 久子 氏	1人

(2) 未熟児発達相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児を持つ保護者の育児負担が軽減し安心して育児ができるようになることを目的に、未熟児の発達や養育に関する講話及び交流会を実施しました。

■未熟児発達相談会の実施状況

対 象	実施回数	内 容	参加者数
養育医療受給者、未熟児出生連絡票、低体重児出生届のあった児とその保護者	2	・講 話「未熟児を持って」 講師 Nくらぶ会長 安斎砂知子氏 ・交流会（Nくらぶ会長を囲んで）	実7人 延9人

(3) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする児に対して、正常な発育・発達や療育・療養に必要な助言及び保健指導を、医療機関と連携をとりながら実施しました。

■訪問指導の実施状況

単位：人

対 象	実 数	延 数
身体障がい児	2	2
長期療養児	2	3
未熟児	4	4

2 子どもの発達「気づき支援」推進事業

(根拠) 子どもの発達「気づきと支援」推進事業実施要綱

(1) 「気づきと支援」方部別研修会の開催

福島県発達障がい児「気づきと支援」ガイドラインを活用しながら、発達障がい児の早期発見及び適切な支援を行うために、市町村の母子保健・児童福祉担当職員や保育所保育士等を対象に、研修会を実施しました。

開催日 平成24年11月25日（日）

開催場所 白河市産業プラザ人材育成センター

参加者数 58名

内 容 ア 行政説明「福島県子どもの発達「気づきと支援」ガイドラインについて」

講師 福島県児童家庭課

イ 講演Ⅰ 「発達障がい児の支援の実際」

講師 発達支援センターまきびと 一條志津子 氏

ウ 講演Ⅱ 「発達障害のある子の治療と関係機関との連携」

講師 南湖こころのクリニック 本郷誠司 氏
 エ グループワーク

※「県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議」実績と同様

3 医療援護事業

(1) 育成医療給付

(根拠) 障害者自立支援法第58条

福島県自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

身体に障がいのある児童又は疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、障害者自立支援法第59条第1項による指定自立支援医療機関において治療する児童に対して、公費による医療の給付を行いました。

■ 育成医療の認定状況

単位：人

市町村	肢体 不自由	視覚 障がい	聴覚、平衡 機能障がい	音声・言語 そしゃく機 能障がい	内臓 障がい	免疫機能 障がい	計 (延数)
白河市	3	1	2	4	6	0	16
西郷村	0	0	1	0	0	0	1
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
中島村	0	0	0	0	1	0	1
矢吹町	0	0	0	1	1	0	2
棚倉町	1	0	0	1	4	0	6
矢祭町	0	0	2	0	0	0	2
塙町	0	0	0	1	1	0	2
鮫川村	0	0	0	1	0	0	1
計	4	1	5	8	13	0	31
18	3	3	3	17	18	0	44
19	8	2	0	10	13	0	33
20	8	3	3	15	16	0	45
21	9	0	3	14	11	0	37
22	7	0	3	12	15	0	37
23	7	0	2	10	10	0	29

(2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

■養育医療の認定状況（体重別）

年度 出生体重(g)	24	18	19	20	21	22	23
～1,000	2	3	6	4	6	2	2
1,001～1,500	2	3	4	7	6	4	1
1,501～1,800	5	3	3	3	6	6	8
1,800～2,000	5	4	7	6	6	9	6
2,001～2,300	7	9	12	13	13	14	9
2,301～2,500	0	7	3	3	3	1	2
2,501～	4	11	7	10	5	7	10
計	25	40	42	46	45	43	38

■養育医療の認定状況（市町村別）

年度 市町村	24	18	19	20	21	22	23
白河市	14	19	17	21	23	18	21
西郷村	5	3	2	5	5	10	3
泉崎村	1	1	2	2	0	1	0
中島村	1	1	2	1	0	1	1
矢吹町	3	11	6	3	9	4	5
棚倉町	1	3	5	8	2	6	4
矢祭町	0	0	0	0	5	1	0
埴町	0	2	6	4	1	2	3
鮫川村	0	0	2	2	0	0	1
計	25	40	42	46	45	43	38

4 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

■小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成25年3月31日 単位：人

市町村	悪性 新生 物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠原 病	糖尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 等 血液 ・免疫 疾患	神 経 ・筋疾 患	慢性 消化 器疾 患	計
白河市	16	8	0	4	14	1	9	1	5	1	2	61
西郷村	5	2	0	1	5	0	0	1	1	0	0	15
泉崎村	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
中島村	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
矢吹町	4	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0	12
棚倉町	0	3	0	2	2	1	0	0	0	0	0	8
矢祭町	0	1	0	2	2	0	0	0	0	1	0	6
塙 町	3	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	9
鮫川村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	30	18	0	15	28	3	10	2	6	4	2	118
1 7	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	0	119
1 8	22	19	4	14	45	6	14	8	10	4	0	146
1 9	23	19	3	14	35	10	10	6	9	3	0	132
2 0	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	1	130
2 1	18	19	2	15	38	4	12	6	10	4	1	129
2 2	19	17	2	13	34	5	10	4	8	4	2	118
2 3	24	21	2	12	31	3	12	3	6	4	3	121

Ⅲ－４）－イ 子どもの権利擁護の推進

1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表 19, 20)

Ⅲ－４）－ウ ひとり親家庭の支援

1 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

・母子等相談受付件数 714件(うち東白川福祉相談コーナー 441件)

(参照資料編 表 21, 22)

・母子寡婦福祉資金

貸付件数 16件(前年度比同)

貸付金額 9,414千円(前年度比173千円増)

(参照資料編 表 23)

Ⅲ－５） 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

1 先天性代謝異常等検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果の確認及び保健指導を実施しました。

■先天性代謝異常検査(精密検査)の実施状況

疾患名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	0	0	0	0
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	3	2	0	1
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	1	0	1	0
その他	0	0	0	0
計	4	2	1	1

2 新生児聴覚検査普及事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査の普及を図りました。

■新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
20	0	0	0
21	4	4	0
22	3	1	2
23	2	0	2
24	0	0	0

3 特定不妊治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

■特定不妊治療費助成の申請状況

年度	実数	延数
20	43	58
21	46	65
22	51	75
23	48	77
24	65	108

4 不妊専門相談等事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

(1) 不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
20	6	2	4
21	9	4	5
22	2	0	2
23	1	0	1
24	3	2	1

(2) 不妊治療普及啓発事業

不妊治療を受けるか迷っている夫婦や治療を受けている夫婦及び家族等が不妊治療に関する理解を深めることで、不妊治療の必要な夫婦が治療を受けやすい環境づくりを行うことを目的に、講演会及び個別相談会を行いました。

開催日 平成24年11月20日(火)

開催場所 県南保健福祉事務所会議室

参加者数 14名

内容 ア 講演 「不妊について学ぶ～不妊の検査・不妊治療・不妊に向き合うにあたって～」

講師 県立医大付属病院

不妊症看護認定看護師 尾形優子 氏

イ 個別相談会 相談者4名

Ⅲ-6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

1 県南地域思春期保健対策推進事業

(1) 思春期保健教育等の実施状況調査

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を調査し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

調査時期 平成25年2月

調査対象 県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校(定時制を含む)・特別支援学校

■思春期保健教育等の実施率

区分	実施率	内 訳
小学校 (44校)	100%	全校全学年で実施
中学校 (18校)	96.3%	1年生18校、2年生16校、3年生18校で実施
高等学校 (7校)	71.4%	1年5校、2年6校、3年4校で実施
定時制高等学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学校 (1校)	100%	全学年で実施

(2) 思春期保健教育等支援

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒及び関係者を対象にした思春期保健教育等を実施しました。

開催回数4回 参加者 延1,050人

2 思春期相談事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

思春期の男女やその保護者等が思春期をめぐる悩みや不安等を気軽に相談できるよう、電話やメール相談等により個別支援に努めました。

■思春期相談ほっとラインによる相談実施状況 単位：件

年度	相 談 種 別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
20	110	11	0	121
21	237	5	1	243
22	53	23	1	77
23	53	1	1	55
24	107	0	0	107

IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

IV-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成24年度は、福島県保健医療福祉ビジョンの見直し、県南地域保健医療福祉推進計画の見直し、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況などについて審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉協議会（平成24年9月24日）

- ・福島県保健医療福祉ビジョンの見直しについて
- ・うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）の見直しについて
- ・第6次医療計画の策定について
- ・「県南地域保健医療福祉推進計画」の進行管理について

イ 第2回県南地域保健医療福祉協議会（平成25年3月21日）

- ・平成25年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策について
- ・県南地域保健医療福祉推進計画の見直しについて

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ア 国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）
- イ 社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ウ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- エ 社会保障・人口問題基本調査
- オ 医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- カ 病院報告（従事者）

3 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

地域福祉計画策定を推進するため、市町村担当者会議等で地域福祉計画の意義や

重要性を説明しながら、関係者の計画策定への意識醸成を図りました。

- ・策定済市町村 矢祭町、鮫川村

4 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 4件(町村社会福祉協議会)

5 高齢者福祉計画等の推進

第六次高齢者福祉計画及び第五次介護保険事業支援計画の進行管理等

(根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第六次福島県高齢者福祉計画及び第五次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や課題の検討等を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 平成25年1月30日

IV-2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

1 ひがししらかわ“健康な絆づくり”交流事業(過疎・中山間地域経営戦略県南地方会議)

(1) 「ひがししらかわ“元気っず”育成プロジェクト」

ア 目的 東白川郡内における子育て支援

イ 内容 「運動」や「栄養」について学ぶ機会を提供し、地域の子育てを支援する。

ウ 小事業名 ひがししらかわ“元気っず”育成セミナー

子ども達が楽しく運動することに興味を持ち、健康づくりの基本となる「運動」習慣の大切さや健全な成長に必要な「栄養」摂取について親子で学ぶ機会を提供することで、子育てを支援しました。

① “元気っず”育成・スポーツ健康セミナー：平成25年1月27日(日)

(場 所) 矢祭町町営運動場

(対象者) 矢祭町サッカースポーツ少年団員(34名)および保護者

② “元気っず”育成・親子で食育セミナー：平成25年2月5日(火)

(場 所) 塙町立笹原幼稚園

(対象者) 幼稚園児(37名)および保護者

(2) 「“ひがししらかわ”医療人育成支援プロジェクト」

ア 目的 地域医療に従事する医師確保の推進

イ 内容 地域住民と福島県立医科大学医学部生の交流体験型実習と、地域医療に関心を持つ全国の医学生を対象とした体験研修を実施する。

ウ 小事業名 “ひがししらかわ”医療人育成・ふれあい支援事業(福島県立医科大学との連携)

福島県立医科大学での実習とタイアップし、医学生が東白川地域の生活を地域住民とのふれあいを通して学ぶことができる体験型実習を実施しました。

- ① ひがししらかわ体験実習
平成24年7月13日(金)、7月20日(金)、9月28日(金)
(場 所) 棚倉町
(参加者) 福島県立医科大学医学部4年生(20名)、棚倉町10家庭
(内 容) 健康問題を課題とする家庭を訪問する。
- ② 地区交流会：平成24年10月5日(金)
(場 所) 棚倉町保健福祉センター
(参加者) 福島県立医科大学医学部4年生(20名)、棚倉町10家庭
(内 容) 家庭訪問した家庭と医学生の交流を行う。
- ③ 体験実習報告会、医学生の意向調査検証：平成25年3月12日(火)
(場 所) 矢祭町 ユーパル矢祭

2 ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する県民にとって身近で有意な情報を適時、速やかに提供するとともに、多岐にわたる保健福祉事務所の業務を容易に理解出来るよう当事務所のホームページを積極的に有効活用し、広報の充実を図りました。

- ・ホームページアクセス件数 22,106件(前年度比694件減)

3 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助額 3,204千円

4 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。(参照資料編 表24,25)

- 管内民生・児童委員数 364人(平成25年3月31日現在)

IV-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・平成24年度贈呈者数 22人
(平成23年度32人、22年度23人、21年度25人、20年度15人)

IV-4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実

IV-4) -ア 健康づくりと介護予防の推進

1 地域支援事業

(1) 地域包括支援センター支援

地域包括支援センター職員の効率的かつ適正な業務の実施を目的として、情報交換会を開催しました。

■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
地域包括支援センター職員情報交換会 平成24年6月14日 県南保健福祉事務所	情報交換 ① 行政との連携に関する事 ② 医療連携推進員に関する事 ③ 見守りネットワークに関する事 ④ 介護予防事業に関する事 ⑤ ケアマネ支援に関する事 ⑥ 困難な事例に関する事	18人 (センター職員)

(2) 認知症対応力向上研修会

「認知症」の人とその家族を支援する者が、「認知症」という病気を正しく理解し、「認知症」の人の権利擁護について学ぶことで、「認知症」の人が、できる限り住み慣れた地域で、その人らしさを保ちながら生活できるように、また、「認知症」の人の家族が疲弊せずに介護できるように、支援する者の対応力向上を図るため、研修会を開催しました。

■開催状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成24年11月14日 白河市図書館	①講話 「認知症の人の権利擁護～成年後見制度から任意後見制度・市民後見人について理解する。」 講師 あかつき法律事務所 弁護士 横村 利勝 氏 (福島県高齢者虐待対応専門職チーム運営委員長) ②グループワーク 「認知症の人とその家族への支援で、それぞれが取り組んでる良いことをシェアしよう！」 ③講話 「認知症について～治療効果のある認知症と、そうでない認知症を理解し、それぞれの対応について学ぶ。」 講師 ありがクリニック院長 有賀 清 氏	53名

2 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会委員研修会

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に、介護認定審査会委員研修会を開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成25年3月10日 西郷村文化センター	①説明 ・介護保険制度の運営状況等について ・適正な介護認定審査会の運営について	介護認定審査会委員 市町村等事務局 29人

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成25年2月1日 白河市立図書館	①説明 ・介護保険制度の運営状況等について ②講義「基本調査の特記事項に関する留意点について～平成24年度要介護認定適正化事業より」 講師：白河地方広域市町村圏整備組合 総務課福祉係長 薄井 明 氏	認定調査員・ 市町村等職員 158人

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数(市町村別)

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白 河 市	212	449	0	300	570	436	383	327	2,677
西 郷 村	37	93	0	54	122	103	86	87	582
泉 崎 村	19	30	0	24	52	40	52	44	261
中 島 村	28	29	0	21	25	27	22	33	185
矢 吹 町	42	101	0	83	126	113	139	112	716
棚 倉 町	60	120	0	64	118	99	102	89	652
矢 祭 町	30	29	0	28	58	58	55	27	285
塙 町	61	90	0	52	96	101	67	61	528
鮫 川 村	22	31	0	21	38	41	34	29	216
H25. 2月末	511	972	0	647	1,205	1,018	940	809	6,102
H24. 3月末	524	918	0	611	1,082	896	952	791	5,774
H23. 3月末	541	904	0	564	1,060	923	958	770	5,720
H22. 3月末	538	833	0	538	1,010	924	901	723	5,467
H21. 3月末	466	753	0	417	993	892	885	776	5,182
H20. 3月末	466	779	0	390	900	852	881	764	5,032
H19. 3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827

3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成24年度における居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービスで10事業者、予防給付サービスでは8事業者増えています。

施設サービスについては、施設は1施設、入所定員は40床増えています。

■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者

区 分		25. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	増加数	対前年比
介護 給付サ ービス	居宅介護支援事業者	49	48	1	1.02
	居宅サービス事業者	137	128	9	1.07
	訪問介護	33	32	1	1.03
	訪問入浴介護	8	8	-	1.00
	訪問看護（みなし指定除く）	8	8	-	1.00
	訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	3	-	1.00
	居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	通所介護	26	21	5	1.24
	通所リハビリテーション	11	11	-	1.00
	短期入所生活介護	14	12	2	1.17
	短期入所療養介護	8	8	-	1.00
	特定施設入所者生活介護	1	1	-	1.00
	福祉用具貸与	11	10	1	1.10
	特定福祉用具販売	12	12	-	1.00
小 計	186	176	10	1.06	
予防 給付サ ービス	介護予防支援事業者	10	9	1	1.11
	介護予防サービス事業者	133	126	7	1.06
	介護予防訪問介護	32	31	1	1.03
	介護予防訪問入浴介護	8	8	-	1.00
	介護予防訪問看護（みなし指定除く）	8	8	-	1.00
	介護予防訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	11	11	-	1.00
	介護予防居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	介護予防通所介護	23	20	3	1.15
	介護予防通所リハビリテーション	7	7	-	1.00
	介護予防短期入所生活介護	14	12	2	1.17
	介護予防短期入所療養介護	8	8	-	1.00
	介護予防特定施設入所者生活介護	1	1	-	1.00
	介護予防福祉用具貸与	11	10	1	1.10
特定介護予防福祉用具販売	12	12	-	1.00	
小 計	143	135	8	1.06	
合 計	329	311	18	1.06	

■施設サービスの状況 () は入所定員

	25. 4. 1現在	24. 4. 1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	11施設(758床)	10施設(718床)	1(40)	1.10(1.06)
介護老人保健施設	8施設(629床)	8施設(629床)	0(0)	0.00(0.00)
介護療養型医療施設	0施設(0床)	0施設(0床)	0(0)	0.00(0.00)
合 計	19施設(1,387床)	18施設(1,347床)	1(40)	1.06(1.03)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数(ショートステイベッド数は特定されていない。)

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 6施設
- ・居宅サービス事業所 16事業所
- ・介護予防居宅サービス事業所 16事業所
- ・居宅介護支援事業所 5事業所

5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 7施設
- ・養護老人ホーム 1施設
- ・軽費老人ホーム 2施設

IV-5) 地域生活移行や就労支援などの障がい者の自立支援

IV-5) -ア 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者自立支援法第89条

平成21年3月に策定された第2期福島県障がい福祉計画の中で、「ともに生きる社会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画であり、障がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供基盤の整備推進などに努めました。

2 社会福祉施設等の施設整備

(1) 障害者自立支援基盤整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

既存事業所がサービスの充実のため行う施設の改修又は増築の経費に対し、助成を行いました。

ア 地域生活サポートセンターきらり

- ・実施主体 社会福祉法人優樹福祉会
- ・事業の内容 既存建物の改修による事業所増築
- ・所在地 白河市
- ・事業所種別 生活介護(定員20名)
- ・施設整備補助金額 19,000千円(本庁執行)

イ ドリーム&ホープ

- ・実施主体 特定非営利活動法人かがやき
- ・事業の内容 既存建物の改修による事業所設備の改善
- ・所在地 棚倉町
- ・事業所種別 就労継続支援B型(定員10名)
- ・施設整備補助金額 12,369千円(本庁執行)

3 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

(根拠) 福島県自立支援協議会地域生活支援部会設置要綱

県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■構成員

- ・事業者関係(19)・地域自立支援協議会(3)・行政関係(9)
- ・相談支援アドバイザー(2)

計 33人

■ 地域生活移行圏域連絡会の開催

開催日・場所	主な内容
平成24年10月4日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の上半期活動実績と下半期活動予定について 2 情報提供 「福島県地域生活定着支援センター」について等 3 その他
平成25年3月4日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の活動実績等について 2 情報交換 被災地における障害福祉サービス基盤整備における支援アドバイザーの活動状況報告

4 精神障がい者退院促進強化事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、関係者を対象に基礎研修を実施しました。

(1) 基礎研修の開催内容

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成24年12月7日 (金) 14:00～16:00 白河市立図書館	講演「統合失調症の特徴と付き合い方」 講師 県立矢吹病院 横山 昇 氏	市町村職員、 精神科病院、 精神障がい者 関連事業所、	65人
平成24年12月17日 (月) 14:00～16:00 白河市立図書館	講演「精神障がい者地域移行・地域定着を支援する～私たちの心構え、守備位置、そして役割は？」 講師 茨内地域生活支援センター 所長 岡部 正文 氏	社会福祉協議会、民生児童委員、精神保健福祉ボランティア	51人

5 精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着推進事業実施要綱

精神科病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており受入条件が整えば退院可能な者に対し、退院に向けた支援を行い、地域の受入体制の整備を図ることにより、精神障がい者が自ら望む地域で自立した生活をできるようにすることを目的として、委託医療機関への支援、ワーキンググループの開催等を実施しました。

	年月日	内 容
全 体 会	1 平成24年 7月17日 (火)	1 平成23年度精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業実施結果について 2 平成24年度精神障がい者地域移行・地域定着推進事業の取組みについて 3 ワーキンググループ設置要綱の改正について 4 精神障がい者支援の県南地域の現状と課題について 5 平成24年度ワーキンググループの活動について
	2 平成24年 8月27日 (月)	1 ワーキンググループ設置要綱の改正について 2 平成24年度ワーキンググループの活動について 3 自立支援法改正に伴う、地域移行・地域定着支援について
	3 平成24年 11月21日 (月)	1 講話「ウイズピアにおける地域移行・地域定着の取組」 講師 ウイズピア施設長 佐藤 礼子 氏 2 地域移行を目指す事例への支援
	4 平成25年 1月28日 (月)	1 地域相談支援対象者（精神障がい版）の地域移行に向けた各支援者の役割分担表 について 2 役割分担表検討に関するグループワーク
	5 平成25年 2月14日 (月)	1 地域相談支援対象者（精神障がい版）の地域移行に向けた各支援者の役割分担表 について 2 役割分担表検討に関するグループワーク
小 ワ ー キ ン グ	1 平成24年 10月15日 (月)	1 事例検討会の進め方及び運営方法について 2 検討事例
	2 平成24年 10月26日 (月)	1 地域相談支援対象者{精神障がい版}の地域移行に向けた各支援者の役割分担表(案) について 2 事例検討会の進め方及び提供事例の検討
	3 平成24年 12月13日 (木)	1 地域移行に向けた各支援者の役割分担表(案)及び各支援者の主な役割の流れ(案) について検討 2 事例検討会の対象事例と進め方について
	4 平成25年 1月10日 (月)	1 地域相談支援対象者（精神障がい版）の地域移行に向けた各支援者の役割分担表に ついて 2 第4回全体会の進め方

(1) 県南保健福祉圏域精神障がい者地域移行ワーキンググループの開催

(根拠) 県南保健福祉圏域精神障がい者地域生活移行ワーキンググループ設置要綱
精神障がい者地域生活移行を円滑に推進するため、関係機関によるワーキンググ
ループを開催し、対象者の支援と地域の課題の検討を実施しました。

IV-5) -イ- 1 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による
診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請 一般人 (23条)	通 報				精神病 院管理 者の届 出 (26条の2)	移送 (34条)	合 計	診察 不要	診 察		要 措置
	警 察 官 (24条)	検 察 官 (25条)	保 護 観 察 所 の 長 (25条の2)	矯 正 施 設 の 長 (26条)					1 次	2 次	
0	16	5	0	0	0	7	21	7	14	3	3

■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
1	3	4	0	0

■医療保護入院患者の状況

入院届件数（33条1項）	退院届件数
76	68

2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神科病院実地指導要領

精神科病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：2病院（一般）1病院（特別）
- ・実地審査：措置入院4人 医療保護入院14人

IV-5) -イ-2 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の(1)～(3)の事業）を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 112,224千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

・支給総額 18,740 千円

■特別障害者手当等受給者数 平成 25 年 3 月 31 日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	41	22	1	64
西郷村	3	10	0	13
泉崎村	7	4	1	12
中島村	2	1	0	3
矢吹町	8	7	1	16
棚倉町	4	5	1	10
矢祭町	6	3	0	9
埴町	2	4	1	7
鮫川村	5	2	0	7
計	37	36	4	77
24年度月額	@ 26,260円	@ 14,280円	@ 14,280円	

3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法第92条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

(1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・負担率 1 / 4

(2) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 8 市町村
- ・負担率 1 / 4

(3) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者が療養介護医療を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 8 市町村
- ・負担率 1 / 4

(4) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村

・負担率 1 / 4

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) コミュニケーション支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業に対して、補助金を交付しました。

・実施市町村 4 市町村
・補助率 1 / 4
・補助額 37 千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

・実施市町村 9 市町村
・補助率 1 / 4
・補助額 6,091 千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	5	酸素ボンベ運搬車	0
特殊マット	1	盲人用体温計（音声式）	1
特殊尿器	0	盲人用体重計	0
入浴担架	0	携帯用会話補助装置	0
体位変換器	0	情報・通信支援用具	4
移動・移乗支援用具	2	点字ディスプレイ	0
訓練いす（児のみ）	0	点字器	0
訓練用ベット（児のみ）	0	点字タイプライター	0
スロープ	1	視覚障害者用ポータブルレコーダー	3
吸入器	0	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	2
入浴補助用具	3	視覚障害者用拡大読書器	4
便器	0	盲人用時計	3
T字状・棒状のつえ	2	聴覚障害者用通信装置	0
歩行支援用具	2	聴覚障害者用情報受信装置	1
頭部保護帽	7	人工咽頭	5
特殊便器	0	福祉電話（貸与）	0
火災報知器	0	ファックス（貸与）	0
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサ	0
電磁調理器	0	点字図書	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	ワンセグオーディオレシーバー	1
聴覚障害者用屋内信号装置	0	聴覚障害者用目覚まし時計	1
補高便座	0	ストーマ装具	2,584
透析液加湿器	0	紙おむつ等	0
ネブライザー（吸引器）	3	収尿器	0
電気式たん吸引器	5	居宅生活動作補助用具	1
手摺の取り付け	1	計	2,642

（３）移動支援事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 2,733 千円

（４）地域活動支援センター機能強化事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 8 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,126 千円

(5) その他の事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 4,892 千円

5 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金

障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、県に設置した基金により、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とした補助金を交付しました。

(1) 事業運営安定化事業 (平成24年3月分まで)

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従来の月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従来の報酬単価の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

- ・実施市町村 4 市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 795 千円

(2) 新体系定着支援事業 (平成24年4月分から)

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

障害者自立支援法の改正に伴い、新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、営業の改善に関する計画を策定・実施している事業者に対し、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図ることを目的とする。

- ・実施市町村 4 町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 2,659 千円

(3) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。

- ・実施市町村 7 町村
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 9,796 千円

(4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護等」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となる場合があることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。

- ・実施市町村 1 町
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 5 千円

(5) 被災者の障害福祉サービス等の利用者負担の免除事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

被災者の障害福祉サービス等の利用者負担の免除のための経費を助成する。

- ・実施市町村 1 市
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 83 千円

IV-5) -I-3 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

障がい児(者)専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

- ・受託施設名 2 施設 (相談支援アドバイザー各 1 名)
 ○白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園 (西郷村)
 ○東白川郡担当 はなわ育成園 (塙町)
- ・委託料 5,934 千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門 相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相談支援体制への助言・指導	専門性が求められる相談への直接支援	訪問支援	外来支援	療育機関支援
白河こひつじ学園	129	41	16	0	18
はなわ育成園	101	64	11	18	3

2 発達障がいサポートコーチ事業

(根拠) 発達障がいサポートコーチ事業実施要綱

発達障がいサポートコーチを配置し、発達障がい児等の地域生活を支えるため、専門機関や関係機関と連携しながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ・受託法人名 社会福祉法人牧人会 (西郷村)
- ・委託料 547 千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	個別支援計画による支援	地域の社会資源の開発	市町村等の支援体制整備の推進
牧人会	7	75	12

IV-6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

・女性相談員兼母子自立支援員 1人

・女性相談受付件数 219件

(参照資料編 表 29, 30)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて助言・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表 31)

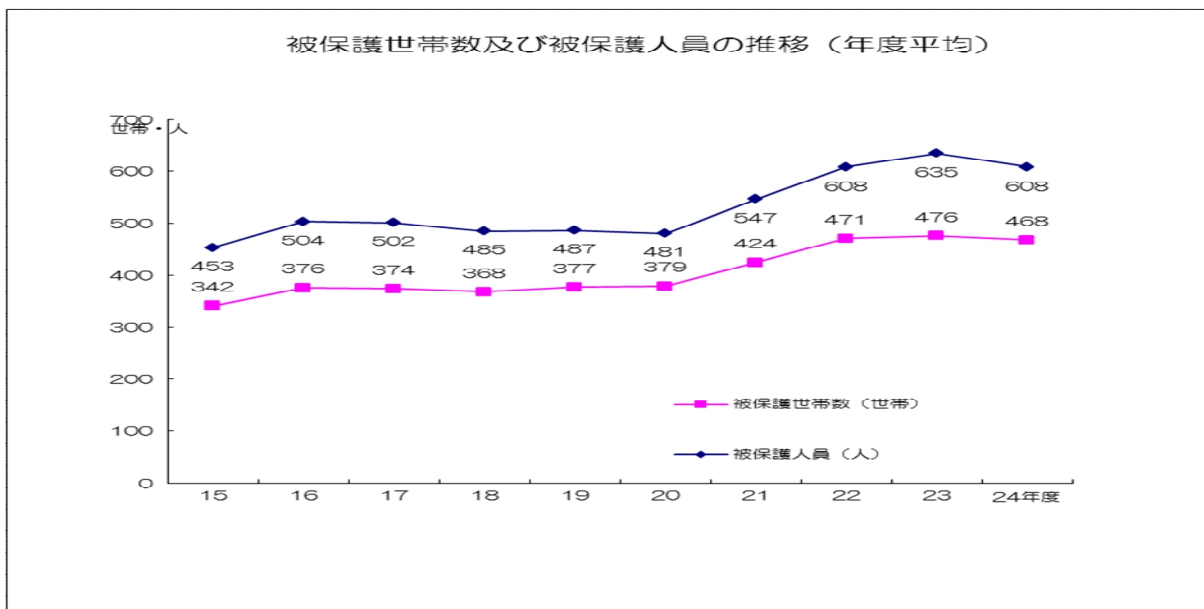
IV-7) 生活保護制度の適正実施

1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助（生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）を実施しました。

平成24年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。



■被保護世帯数及び被保護人員の推移（平均値）

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
20年度	379世帯	481人	5.6‰
21年度	424世帯	547人	6.4‰
22年度	471世帯	608人	7.1‰
23年度	476世帯	635人	7.5‰
24年度	468世帯	608人	7.3‰

（出典：福祉行政報告例）

保護率(‰:パーミル・千分率)＝被保護人員÷管内人口

平成24年度平均の被保護世帯数は468世帯、被保護人員は608人であり保護率は7.3‰となっています。

生活保護の推移を見ると、高齢化の進行や長期にわたる景気の低迷を背景として保護率は緩やかに上昇してきたところであり、特に、平成20年の世界的な金融危機後は急激に増加しました。しかし、平成24年度は除染作業等の復興関連の求人が増えたことなどから、被保護人員は前年を下回りました。（参照資料編 表32）

（2）町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数（平均値）

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村	合計
82	24	8	134	101	34	73	12	468

（出典：福祉行政報告例）

平成24年度における被保護世帯の町村別内訳では全468世帯中、矢吹町が134世帯で最も多く、次いで棚倉町が101世帯、西郷村が82世帯、埴町が73世帯となっています。（参照資料編 表33）

■扶助別被保護世帯数（平均値）

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他	合計
20年度	316	210	19	63	340	6	955
21年度	349	238	22	64	375	10	1,059
22年度	389	268	22	79	424	15	1,197
23年度	405	273	24	86	433	16	1,237
24年度	386	266	20	86	432	15	1,205

（出典：福祉行政報告例）

平成24年度における被保護世帯の扶助別内訳では、全468世帯中、医療扶助は92.3‰にあたる432世帯が対象となっており、次いで生活扶助が386世帯、住宅扶助が266世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。（参照資料編 表33）

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区分	申請	開始	廃止
20年度	91	66	37
21年度	130	106	54
22年度	108	85	49
23年度	86	62	82
24年度	87	70	87

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成24年度における生活保護の申請件数は87件でした。

また、平成24年度における開始は70件、廃止は87件となり被保護世帯数は減少しました。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働きによる収入減少喪失	仕送りの減少・喪失	手持現金貯金の減少・喪失	その他	合計
20年度	21	0	3	7	34	1	66
21年度	36	0	12	5	44	9	106
22年度	21	1	8	9	36	10	85
23年度	11	1	9	3	21	17	62
24年度	22	0	3	5	28	12	70

(出典：保護申請処理簿)

平成24年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が28世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が22世帯、仕送りの減少・喪失が5世帯となっています。(参照資料編 表34)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区分	死亡失踪	働きによる収入増加	社会保障給付金の増加	仕送り金等の増加	施設入所	その他	合計
20年度	16	3	4	5	0	9	37
21年度	25	1	7	0	0	21	54
22年度	18	5	1	0	1	24	49
23年度	23	7	5	0	1	46	82
24年度	27	15	7	0	3	35	87

(出典：保護廃止処理簿)

平成24年度における生活保護廃止の主たる要因は、その他の分類が35世帯(うち、就労収入増に伴う保護辞退9世帯、他管内転出6世帯)で最も多く、次いで死亡・失踪が27世帯、働きによる収入増加15世帯となっています。

(参照資料編 表35)

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区 分	総医療扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
20年度	4,855	259	196	455	278	4,122	4,400
21年度	5,445	341	343	684	286	4,475	4,761
22年度	6,161	279	327	606	244	5,311	5,555
23年度	6,484	272	362	634	317	5,533	5,850
24年度	6,483	252	388	640	318	5,525	5,843

(出典：福祉行政報告例)

平成24年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延640人、入院外が延5,843人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給と他の扶助との併給の割合がほぼ半々となっていますが、入院外では大半が他の扶助との併給となっています。(参照資料編 表36)

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
20年度末	21	15	4	1	41	15	6
21年度末	20	16	4	1	41	14	6
22年度末	21	16	4	1	42	16	6
23年度末	21	16	4	1	42	15	7
24年度末	20	19	4	1	44	15	7

(出典：施設事務費支給台帳)

平成24年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末より2人多い44人となっています。

救護施設別内訳では、からまつ荘が20人で最も多く、次いで矢吹緑風園が19人、郡山せいわ園が4人となっています。

矢吹授産場では、生活保護受給者が15人、みなし保護が7人で前年と変わりはありません。(参照資料編 表37)

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
21年3月分	397	181	18	81	68	49
22年3月分	449	201	19	84	72	73
23年3月分	486	210	22	91	81	82
24年3月分	467	204	18	76	111	58
25年3月分	457	211	20	71	70	85

*保護停止中の世帯を除く

(出典：福祉行政報告例)

平成25年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が211世帯で最も多く、次いでその他の世帯は85世帯、障がい者世帯が71世帯、傷病者世帯が

70世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の46.2%を占めています。

(参照資料編 表38)

(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
21年3月分	働いている者がいる世帯	40	32	72
	働いている者のいない世帯	284	41	325
22年3月分	働いている者がいる世帯	47	32	79
	働いている者のいない世帯	316	54	370
23年3月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
	働いている者のいない世帯	345	51	396
24年3月分	働いている者がいる世帯	43	36	79
	働いている者のいない世帯	337	51	388
25年3月分	働いている者がいる世帯	48	34	82
	働いている者のいない世帯	321	54	375

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成25年3月で見ると、単身世帯が369世帯、2人以上の世帯が88世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計82世帯、働いている者のいない世帯が計375世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割を占めています。

(参照資料編 表39)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
20年度	27.6	6.3	48.3	3.2	14.5	100
	204,832	46,872	358,116	23,758	106,563	741,141
21年度	28.1	6.7	49.2	3.2	12.8	100
	236,149	56,732	414,099	26,394	107,415	840,789
22年度	29.2	7.1	48.3	3.5	11.9	100
	266,270	65,247	440,867	31,898	108,603	912,885
23年度	29.7	7.4	46.2	3.9	12.8	100
	273,556	67,903	424,486	36,370	117,441	919,756
24年度	29.3	7.0	46.5	3.6	13.6	100
	262,292	62,326	415,264	32,069	121,845	893,796

(出典：生活保護費経理状況調)

平成24年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて893,796千円となり、前年を25,960千円下回りました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が415,264千円で全体の46.5%を占め、次いで生活扶助費が262,292千円、施設事務費が121,845千円、住宅扶助費が62,326千円となっています。

(参照資料編 表40)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成24年度において、稼働能力のある被保護者に対する就労支援、及び、長期に入院している被保護者で病状が安定していて受入条件が整えば退院可能な者について退院に向けた取り組みを行いました。その実施状況は次のとおりとなっています。

- 福島県生活保護就労自立促進事業
支援人数 83人
就労開始人数 延べ31人
・うち就労開始に伴う廃止世帯16世帯(保護辞退を含む)
- 福島県長期入院患者退院促進事業
退院人数 1人

V 誰もが安全で安心できる生活の確保

V-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦などが車を停めるためのスペース(車いすマークのある駐車場)が設置されていますが、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しています。

ア 利用証交付数(平成25年3月31日現在)

県南 1,201件

イ 利用制度協力施設(平成25年3月31日現在)

県南 53施設

2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表41)

V-2) 生活衛生水準の維持向上

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係施設等の衛生指導

東日本大震災により被害を受けた施設が多数あり、生活衛生関係営業施設についても被害を受けていることが懸念されたため、実態の把握に努めました。

営業施設に対しては復旧作業が進まない中、現状でできる最善の衛生管理について指導を行いました。(参照資料編 表42)

■市町村別環境衛生関係営業施設数

平成 25 年 3 月 31 日現在

市町村	旅館業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白河市	10	31	5		4		18	96	132	13	38	347	
西郷村	8	15	4				11	24	23	2	5	92	
泉崎村	1	2	1		1		1	7	8		4	25	
中島村			1				1	7	6	1	2	18	
矢吹町	2	8	2	1	1		7	29	41	3	13	107	
小計	21	56	13	1	6	0	38	163	210	19	62	589	
棚倉町	4	13	2		1		7	26	39	2	16	110	
矢祭町		5	5				1	7	11	1	3	33	
埴町	1	9	1				2	15	24	5	9	66	
鮫川村		4	4				3	6	4		2	23	
小計	5	31	12	0	1	0	13	54	78	8	30	232	
合計	26	87	25	1	7	0	51	217	288	27	92	821	
年度別施設数	23年度	25	92	26	1	7	0	52	217	287	28	98	833
	22年度	26	97	26	1	7	0	53	217	282	31	98	838
	21年度	26	99	27	1	7	0	54	219	282	31	97	843
	20年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858
	19年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	1	1	9	14							1	26
旅館営業	2	3	1	2	20	4	53	1			1	87
簡易宿所営業	(通年)	1	1				9	1	1	4		17
	(季節)						2		6			8

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	5	1	9	12	2	20	51

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
27	3	2	0	0	92	119

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理容所			美容所			クリーニング所		
理容師数	その他	小計	美容師数	その他	小計	クリーニング師数	その他	小計
427	4	431	484	3	487	38	224	262

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成 25 年 3 月 31 日現在

市町村	火葬場	墓地・ 納骨堂	特定建 築物	建築物 環境衛 生登録 業	コイ ンラ ンド リー	無店舗 取次店	一般プ ール	温 泉		合 計	
								源泉	利用 施設		
白 河 市	注		24	6	14	1	7	7	7	66	
西 郷 村		57	8		1		4	29	22	121	
泉 崎 村		10		1			1	3	1	16	
中 島 村		14			1		0	1	2	18	
矢 吹 町	1	49	6		3		1	8	8	76	
小 計	1	130	38	7	19	1	13	48	40	297	
棚 倉 町	1	92	4	1	4		2	2	3	109	
矢 祭 町		69	1		1		1	2	2	76	
塙 町		89	1	2	1		1	10	8	112	
鮫 川 村		47					1	5	3	56	
小 計	1	297	6	3	6		5	19	16	353	
合 計	2	427	44	10	25	1	18	67	56	650	
施 設 数	23 年度	2	426	44	10	23	1	19	68	60	653
	22 年度	3	603	43	11	22	1	19	68	59	829
	21 年度	3	603	42	10	22		18	67	60	825
	20 年度	3	601	42	10	20		19	65	60	820
	19 年度	3	603	41	9	17		19	64	60	816

注) 平成 23 年 4 月 1 日より白河市に権限移譲

ア 火葬場等施設の内訳 (白河市を除く)

火 葬 場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	そ の 他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
2		2	294	81	30	20	425		2	2

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務 所 (再掲)	学 校	旅 館	そ の 他	計
特定建築物数	(4)		(5)		(2)		(2)	(13)
	4	15	6	1	2	10	7	44
管理技術者選任数	4	15	6	1	2	10	7	44

() 内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録営業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
3				6	1				10

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
13	5	18

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備考 (基準値)
	不検出	検出	
15	12	3	10cfu/100ml 未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理容所				美容所			
	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出
カミソリ	16	4	9	7	0	0	0	0
はさみ	20	4	7	12	23	4	11	11
くし	20	5	7	12	25	7	9	13
ヒゲブラシ	21	7	13	7	—	—	—	—

3 家庭用品安全対策試買検査事業

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	水酸化カリウム 又は水酸化ナトリウム	計
検体数	5	4	2	11
不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業

住民からの害虫等の同定、駆除に関する相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

	アタマジラミ	ハチ	ダニ	その他	合計
苦情・相談数	0	3	2	5	10
被害者数	0	0	1	0	1

5 衛生講習会の事業

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合等からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

■衛生講習会実施状況

区 分	主 催 者	回 数	受講者数 (人)
理容師衛生消毒講習会	理容組合矢吹支部	1	26
理容師衛生消毒講習会	理容組合東白川支部	1	18
理容師衛生消毒講習会	理容組合白河支部	1	57
計		3	101

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

東日本大震災の影響が懸念されたため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化等を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

■温泉源泉数及び監視指導状況

平成 25 年 3 月 31 日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	総湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自 噴	動力装置	自 噴	動力装置		自 噴	動力	
8	24	7	28	67	392	4,897	27

■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴 用	飲 用		
55	1 ※	56	45

※浴用施設の中の再掲

V-3) 安全な水の安定的な確保

1 水道施設等の整備に関する指導事業

(根拠) 水道法

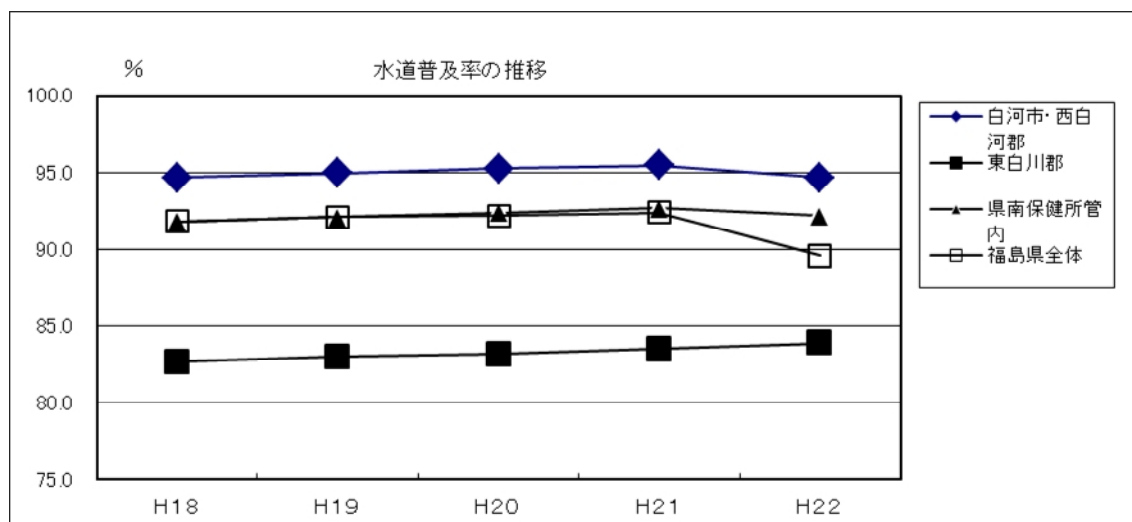
平成 23 年度末現在の管内の水道普及率は 93.0%と県平均 90.2%よりわずかに高くなっていますが、山間部を抱える東白川郡 3 町村においては投資効率の観点等から普及率が伸びておりません。

安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H24.3.31現在)

市町村	行政区域内総人口	給水人口	水道普及率 (%)	年度末水道普及率 (%)			
				22年度	21年度	20年度	19年度
白河市	63,562	61,561	96.9%	96.6	97.5	97.4	97.3
西郷村	19,552	19,244	98.4%	96.6	96.7	95.2	94.3
泉崎村	6,640	5,597	84.3%	84.2	87.0	87.0	87.1
中島村	5,071	4,767	94.0%	93.4	95.8	95.9	95.5
矢吹町	18,101	16,307	90.1%	90.2	90.3	90.7	90.3
小計	112,926	107,476	95.2%	94.7	95.5	95.3	95.0
棚倉町	14,780	14,416	97.5%	97.7	97.5	97.2	97.2
矢祭町	6,207	5,802	93.5%	90.5	89.7	90.0	89.5
塙町	9,606	7,632	79.5%	78.5	78.3	78.0	78.4
鮫川村	3,866	1,782	46.1%	34.5	33.6	31.6	31.1
小計	34,459	29,632	86.0%	83.9	83.5	83.2	83.0
合計	147,385	137,108	93.0%	92.2	92.7	92.4	92.1
福島県	1,970,569	1,776,559	90.2%	89.6	92.4	92.2	92.1



2 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査）

放射性物質に関する研修会や管路診断の手法に関する研修会等を行い、飲料水の安全性の確保と安定した供給について指導しました。

また、放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

さらに、水道法及び福島県給水施設等条例に基づき、水道施設等の立入検査を行い、維持管理状況を把握するとともに衛生管理についても指導しました。

(参照資料編 表 43)

3 飲用井戸水の衛生対策指導事業（放射性物質のモニタリング検査）

放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

実施件数 91件

検査結果 すべて ND（検出限界 1 Bq/Kg）

V-4) 食品等の安全性の確保

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に

基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成24年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品の安全性を確保しました。

さらに、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小中学校の児童・生徒を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

1 食品営業許可施設等の監視指導事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品営業施設の許可状況

平成24年度末現在の食品営業許可施設数は3,309施設で、このうち飲食店営業が1,561施設と全体の約47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は3,469施設で、このうち菓子販売業が1,590施設と全体の約46%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表44, 45)

(2) 食品関係施設の監視・指導状況

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成24年度における監視指導総数は3,083件で、その内許可施設の延べ監視件数は1,577件、許可を要しない施設の延べ監視件数は1,506件となっています。

(参照資料編 表44, 45)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

■ 拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	1	15	腸炎ビブリオ最確数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

2 食品の安全対策事業(加工食品等の放射性物質検査事業)

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査等

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生確保の指導を行うこととしています。(参照資料編 表46)

■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	放射性物質収去	安全対策収去
魚介類	5	4		1
冷凍食品	4	2	2	
肉卵類加工品	10	8	1	1
アイスクリーム類	10	5	5	
穀類・その加工品	234	17	215	2
野菜果物・その加工品	245	15	210	20
菓子類	147	16	131	
清涼飲料水	18	5	13	
酒精飲料	12		12	
かん詰・びん詰食品	43		43	
その他の食品	196	25	170	1
合計	924	97	802	25
検査目的		病原性微生物・ 食品の成分規格 ・食品添加物等	放射性物質	残留農薬・貝毒 ・抗生物質等

■食品安全対策買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	1	動物用医薬品
合計	1	

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係営業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品営業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会（出前講座）を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小中学校の児童・生徒を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を109回開催し、受講者は3,715名で出前講座は39回、受講者は1,321名でした。

■衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係営業者等講習会	28	1,053
食品衛生責任者養成講習会	4	79
食品衛生責任者再教育講習会	12	125
集団給食施設関係者講習会	7	360
消費者等食品衛生講習会	11	267
小学校の食品衛生教室	47	1,831
計	109	3,715

■出前講座（再掲）

区分	実施回数	受講者数
営業者等	28	1,053
消費者等	11	267
計	39	1,320

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）には、管内の量販店の店頭で消費者等に食品衛生に関するチラシを配布し、食品衛生思想の普及啓発を行いました。

また、子供たちに「食の安全・安心」についての関心と理解を深めてもらうため、「食の安全教室夏期講座」を開催しました。

■街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月7日	ベイシア白河モール店	県南食品衛生協会等 4名、保健所5名
8月8日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等 10名、保健所5名

■食の安全教室夏期講座

月 日	場 所	参 加 者
8月2日	春雪さぶーる株式会社 サガミハム白河工場 (白河市白坂牛清水105番地)	小学生児童：10名 保護者(引率者)：9名 工場関係者：7名 食品関係団体：3名 行政機関(保健所)：2名

(3) 『食品安全110番』の状況

消費者の食品の安全性に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置し、住民からの苦情、相談等を受け付けるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応し、食に対する不安の払拭に努めました。

苦情・相談の件数は2件でした。

(4) 食中毒の発生状況

平成24年度、管内においては1件の食中毒事件が発生しました。

飲食店の仕出し弁当を原因食品とするノロウイルスによる食中毒でした。

■管内の食中毒の発生件数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
発生件数	1	1	2	3	1

(5) 調理師・製菓衛生師試験

■管内受験者の状況

	受験者数	合格者数	合格 率
調理師試験	64	38	59.4%
製菓衛生師試験	6	4	66.7%

V-5) 人と動物の調和ある共生

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア育成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

さらに、東日本大震災の被災動物の救護活動を支援しました。

1 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業

(根拠) 狂犬病予防法

平成24年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表

のとおりです。

■ 畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数

平成 25 年 3 月 31 日現在

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,199	264	367	2,922	69.6%
西郷村	1,326	100	137	962	72.5%
泉崎村	597	52	87	399	66.8%
中島村	481	43	38	314	65.3%
矢吹町	1,391	75	99	891	64.1%
棚倉町	865	48	78	637	73.6%
矢祭町	498	24	53	429	86.1%
塙町	698	35	41	476	68.2%
鮫川村	482	37	24	280	58.1%
合計	10,537	678	924	7,310	69.4%

(参照資料編 表 47)

2 犬による危害防止、適正飼養指導事業

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成 24 年度の犬に関する不適正飼養等の苦情件数は 165 件で、近年、減少する傾向にあります。主な内容は、迷い犬・放し飼い・放浪犬・鳴き声などによるもので、全体の約 85% (141 件) を占めています。

■ 犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野 犬	家畜・田畑等の被害
件数	31	9	73	25	5	2
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	4	0	12	1	3	165

(参照資料編 表 48, 49)

3 飼い犬等のしつけ方教室事業

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを習得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の 2 部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

区分	回数	受講者数
学科	4	26 名
実技	4	32 名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命を尊び、いたずらにその命を奪うことがないように、保健所に收容された抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。また、譲渡に当たり、動物愛護思想と適正飼養の知識と技術の普及を図りました。

■ 譲渡の内訳

成犬	40 頭
子犬	18 頭
成猫	7 頭
子猫	22 頭

5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 小学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

■ 獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数※
14校	374名	26名

※動物愛護ボランティア15名及び獣医師11名

6 動物取扱業者指導事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

■ 動物取扱業施設監視件数 平成25年3月31日現在

業態	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	14	18			2	34
監視数	7	8			4	19

主な取扱動物等：<販売>犬、猫、ウサギ、ハムスター、インコ、カメ
<保管>犬、猫
<展示>馬、ポニー、山羊、ウサギ

7 東日本大震災被災動物救護活動支援事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

原子力災害対策特別措置法

次のような業務を行いました。

- ア 福島県動物救護本部が管理する被災動物収容施設の動物管理支援業務
- イ 警戒区域内の被災動物保護業務

V-6) 健康危機管理の強化

V-6) -ア 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

V-6) -イ 東日本大震災にともなう避難者への健康支援

1 被災者健康支援事業の実施

心のケアセンターや社会福祉協議会、相談支援専門職チーム等関係機関との連携のもとに、借上げ住宅及び仮設住宅入居者等に対する訪問及び健康相談活動等を実施しました。

(1) 仮設住宅等入居者支援

- ア 健康教室等の開催（仮設住宅、借り上げ住宅入居者対象）
開催場所：双葉町仮設住宅、矢吹町仮設住宅、西郷村保健センター
開催回数：29回
参加人数：延べ431人
内 容：健康教室、集団ミーティング、交流会
- イ 仮設住宅入居者個別相談（訪問、所内面接）
相談人数：30人

(2) 借上げ住宅入居者支援

- ア 健康教室については上記①に含まれる
- イ 借り上げ住宅入居者訪問
日 数：34日
訪問人数：122人

(3) 親子遊び教室（避難している乳幼児の親子支援）

- 開催回数：22回
- 参加人数：239人

2 県南地域避難者健康支援連絡会議の開催

避難者支援にあたる管内関係機関が一体的に支援できるよう、情報共有や課題検討を目的とした会議を開催しました。

(1) 連絡会の開催状況

- ア 第1回連絡会
日 時 平成24年5月1日 13:30～15:30
参加者数 39名
議 題 ・関係機関の活動状況報告と課題検討
・ふくしま心のケアセンターの活動状況について
- イ 第2回連絡会
日 時 平成25年3月1日 13:30～15:30
参加者数 22名
議 題 ・関係機関の活動状況について
・ふくしま心のケアセンター活動報告及び平成25年度事業計画
・課題の検討

(2) その他

- ア 被災市町村と個別に連絡会を開催
双葉町：3回、浪江町：1回
- イ 管内市町村、社会福祉協議会との打ち合わせ（随時）